

# 令和4年度第2回高知県環境審議会 次第

日時：令和5年2月17日（金）13:30～15:30

場所：高知城ホール 4F 多目的ホール

- 1 開会
- 2 林業振興・環境部長あいさつ
- 3 委員のご紹介
- 4 会長及び副会長の選出
- 5 会議録署名委員の指名
- 6 部会の編成
- 7 審議事項
  - ・高知県環境基本計画第五次計画の取組状況について
- 8 報告事項
  - ・高知県における促進区域設定に関する環境配慮基準の策定に係る  
地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の一部改定について
- 9 諮問事項
  - ・鳥獣保護区特別保護地区の指定について

# 高知県環境基本計画第五次計画 進捗管理シート 総括表

【令和4年度の進捗状況】

目 次	
戦略1 地球温暖化への対策	1
戦略2 循環型社会への取組	5
戦略3 自然環境を守る取組	9
戦略4 地域資源を活かした産業振興	13
戦略5 環境を守り次世代へつないでいくための人材育成と地域づくり	15
進捗状況の概括（重点施策を含む戦略に係る進捗状況のとりまとめ）	17

【計画期間：令和3年度 ▶▶▶▶▶ 令和7年度】

整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策		各戦略の指標					事業概要	R4				R5の方向性	担当課
				目標指標	第五次計画基準値	第五次計画目標	R3(初年度)	R4(R4.12末時点)		インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)	R4.12末時点の進捗度・理由		
													◎:順調に進んでいる ○:概ね進んでいる △:あまり進んでいない -:未着手		
1	当初	【1-1 県民総参加による地球温暖化防止活動の拡大】 1 県民会議による取組 2 地球温暖化対策に関する効果的な情報発信	県内の温室効果ガスの排出量 ※基準年(平成25(2013)年度)	年間	24.1%削減(H29)	47%以上削減(R12)			県民運動による温暖化防止対策を推進するために、平成20年9月に設立した「県民会議」の県民部会、事業者部会、行政部会において、地球温暖化問題に対する県民の意識の向上と地球温暖化防止活動に取り組む県民の増加につなげるための活動を行う。	・エネルギーセミナー開催(1回) ・環境にやさしい買い物キャンペーン開催(1回) ・web版環境パスポートの運用開始(web版環境パスポート:個人や企業のCO2排出量や削減量の見える化、環境にやさしい取組の共有、環境関連イベントの告知などを通じて、行動変容を促すことにより、県民に楽しく地球温暖化対策に取り組んでもらうためのwebサービス)	・エネルギーセミナーへの参加者(会場・オンライン計57名+アーカイブ視聴27回) ・環境にやさしい買い物キャンペーンへの参加者数(2,806人[令和5年1月15日現在集計中]) ・web版環境パスポートの登録者数(640人[令和4年1月20日現在])	・買い物キャンペーンの実施により、レジ袋を使用しない、生鮮食品は産地が近いものを選ぶ、消費・賞味期限が近いものを購入するといったことは、浸透してきている。 ・web版環境パスポートの運用により、環境にやさしい行動の促進につながった。	△	市町村と連携を強化し、web版環境パスポート関連イベントの充実を図るなど、県民の行動変容を促す普及啓発を実施していく。	環境計画推進課
			エコアクション21の認証・登録事業者数	累計	242社(R元)	270社(R7)	220社	214件					△		
			地球温暖化対策を何もしていない人の割合 ※県民世論調査における回答率	-	9.1%(R元)	5%未満(R7)	7.1%	7.8%					△		
2	当初	【1-2 再生可能エネルギー導入への支援】 1 地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進 2 地域社会に根ざした電源の導入促進と活用 3 分散型電力ネットワークの構築に向けた環境整備と地域新電力の設立支援 4 自家消費型発電設備の導入促進と電力需給調整力の確保 5 その他のエネルギーの普及促進	住宅用太陽光発電の普及率	累計	8.7%(R元)	11.1%(R7)	9.5%	9.6%	・太陽光発電設備導入に関する補助金を交付し、再生可能エネルギーの導入を促進する。 ・地域における再生可能エネルギーの地産地消の推進	太陽光発電設備導入に関する補助金による導入支援(自己所有用、PPAモデル用、住宅用)高知県再生可能エネルギー導入等アドバイザー派遣事業	太陽光補助金(自己所有分)にて9件実施中。 太陽光補助金(PPA分)にて1件事業実施中。	高知県内で発電を行う太陽光発電設備を有する施設の増加。(対前年比約1200kW増)	◎	・太陽光発電設備導入に関する補助制度の拡充により、県内の再生可能エネルギー導入を促進。 ・脱炭素アドバイザー派遣事業の実施や、県版簡易マニュアルの策定、勉強会の実施等を通じて、県内市町村の地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定を支援し、脱炭素化の取組を加速させていく。	環境計画推進課
			住宅用蓄電池・V2Hの導入件数	累計	-	500件(R7)	-	-					◎		
			民間事業所の太陽光発電設備及び蓄電池の導入件数	累計	-	25件(R7)	4社	14社					◎		
			小水力発電や木質バイオマス発電の事業計画数	累計	-	3件(R7)	-	-					◎		
			地域新電力会社の設立件数(小売電気事業者の設立件数)	累計	-	3件(R7)	1件	1件					◎		
			「再エネ100宣言 RE Action」に参加する県内企業数	累計	-	20社(R7)	1社	1社					○		
3	当初	【1-3 気候変動の影響への適応】 1 地球温暖化の影響への適応	気候変動の影響への「適応策」の推進	-	-	計画の推進	-	高知県気候変動適応センター(高知県衛生環境研究所)と連携し、県民・事業者・市町村に対し、本県における気候変動の影響及び適応に関する情報の収集・整理及び提供を行う。	・高知県地球温暖化対策実行計画に基づく、県庁各部署における適応策の実施(17項目で適応策を実施) ・小学高学年向け啓発冊子「目で見ると高知の気候変動と適応図鑑」の増刷(1,200部)、小学校への活用依頼及びHPでの紹介 ・「図鑑」のパネル化(11枚) ・小学校へのアンケート調査(R4年3月実施)結果の分析	・高温耐性品種の普及拡大(令和4年度作付面積:よき恋美人114.5ha) ・活用を希望する小学校に「図鑑」を配付(700部) →アンケートに回答した小学校の92%が「分かりやすい」と高評価。また、国立環境研究所に評価され、「図鑑」及び作成過程が同研究所Webに掲載された。 ・「図鑑」パネルの展示(5回)及び冊子の配布(3回・120部)	・各分野で現れる気候変動の影響における被害の軽減 ・「図鑑」は、23校(県内小学校の12%)が授業に活用し、児童への啓発が進んだ。また、次年度活用するとの声もあり、学校の取組姿勢に影響が見られた。 ・小学校へのアンケート調査結果を反映した取組(HPでの情報発信の拡大、次年度事業への展開)を実施した。 ・小学校における気候変動等の学習に関する現状・ニーズが把握できた。	○	気候変動適応センターによる県民向けの情報提供・啓発を本年実施した。	環境計画推進課	
4	当初	【1-4 公共交通機関の利用促進によるCO2削減】 1 公共交通機関の利用促進	県庁職員の520運動への参加率	年間	29.9%(R元)	39%(R12)	32%	15%(R4.4~9)	【こうち520運動の実施】 県庁職員(本庁・西庁・北庁)が月に2回(5日と20日)公共交通で通勤する520運動への参加を呼びかけ、公共交通の利用促進を通じてCO2の削減につなげる。	【こうち520運動の実施】 ・庁内放送と庁内掲示板による520運動の周知:計24回(月2回) ・実績報告の簡素化(毎月・各課ごとの集計から、3か月に1回・個人ごとの集計に変更)	【こうち520運動の実施】 参加率※15%(4月~9月) ※マイカー・バイク通勤者(公共交通での通勤が可能)のうち、公共交通に乗り換えて通勤した職員の参加率(10~12月の参加率は未集計)	【こうち520運動】 左記結果により、6,776kgのCO2削減に寄与(4月~9月)	◎	【こうち520運動】 引き続き広報に力を入れながら、こうち520運動による公共交通の利用促進を続けていくとともに、実績報告方法の改善を行いながら回答率・参加率の向上に努める。	交通運輸政策課
5	当初							【公共交通利用の広報・啓発】 Webサイト・テレビCM・新聞広告等で公共交通の必要性を訴えるとともに、公共交通応援キャンペーン(6~8月に公共交通をテーマにした写真・川柳・子ども絵画作品を募集)を実施して、県民の公共交通を利用する機運を醸成する。 県内の小学生に、土日祝に現金でも割引運賃となるバス・でんしゃ割引バスポート※や、公共交通の乗り方パンフレット(小学4年生のみ)、夏休み・冬休み・春休みに路線バスで利用できるバスキッズ定期券の案内チラシを配布して、公共交通への関心を深めてもらう。 ※ICカード「ですか」であれば、自動的に土日祝は割引料金で利用できる。	【公共交通利用の広報・啓発】 ・公共交通応援キャンペーンの実施 テレビCM・新聞広告・インスタなどで啓発活動を実施し、公共交通をテーマにした写真・川柳・子ども絵画作品を募集 ・県内の全小学生にバス・電車割引バスポート、バスキッズ定期券の広報チラシの配布 ・県内の全小学4年生にバス・電車の乗り方パンフレットの配布(バス事業者への配布枚数含む) バス・電車割引バスポート:37,450枚、バスキッズ定期券チラシ:38,250枚、バス・電車乗り方パンフレット:6,450部	【公共交通利用の広報・啓発】 ・公共交通応援キャンペーン応募数 写真379点、川柳1,569点、子ども絵画61点の計2,009点 ・バスキッズ定期券※販売数:52枚 ※夏休み等の休暇期間中に使用できる小学生向けのバス乗り放題券	【公共交通利用の広報・啓発】 ・県民アンケートに回答した319人のうち270人が、「本キャンペーンを通じて公共交通の利用頻度が増えたまたは今後増やす予定」と回答(週1~3回増が26人、月1~3回増が72人)	◎	・今年度から実績報告方法を変更し、回答数はこれまでと比べ大きく向上。より実態に近い数字を把握できるようになった。 ・公共交通利用の広報・啓発についても、キャンペーンへの応募総数が2,009点となるなど、県民に浸透しつつある。	【公共交通利用の広報・啓発】 ・「カーボンニュートラルの実現に向けた公共交通の利用促進」をテーマにテレビCMの制作・放送等を行う。 ・引き続き、県民に公共交通に興味・関心を持ってもらえるようなキャンペーンを行う。	

戦略1 地球温暖化への対策

整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策	各戦略の指標					事業概要	R4				R5の方向性	担当課	
			目標指標	第五次計画基準値	第五次計画目標	R3(初年度)	R4(R4.12末時点)		インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)	R4.12末時点の進捗度・理由 ◎:順調に進んでいる ○:概ね進んでいる △:あまり進んでいない -:未着手			
6	当初	【1-5 都市のコンパクト化と公共交通ネットワーク形成】 1 都市のコンパクト化	「都市計画区域マスタープラン」の推進	-	-	計画の推進	-	-	概ね20年後の都市の姿を展望したまちづくりを進めていくため、平成30(2018)年に改訂した「都市計画区域マスタープラン」に基づき、引き続き、都市のコンパクト化を目指し、市町と連携してまちづくりを進める。	・都市計画区域を有する20市町を対象とした都市計画基礎調査を実施 ・市町が定める都市計画の適切な決定(変更)を支援	・都市計画区域における土地利用等の現状を把握 ・市町が定める都市計画の適切な運用	・都市計画基礎調査の実施 ・市町が定める都市計画の適切な決定(変更)		引き続き、都市計画区域マスタープランに基づき、市町と連携してまちづくりを進める。	都市計画課
	当初	2 地域公共交通計画(地域公共交通網形成計画)に基づく取組の推進	「地域公共交通計画(地域公共交通網形成計画)」の着実な実行	-	-	計画の着実な実行	-	-	【高知県東部広域地域公共交通網形成計画・嶺北地域公共交通網形成計画に基づく取り組み】 持続可能な公共交通ネットワークの確立に向けて、平成30年度に策定した広域的な地域公共交通網形成計画に基づく取り組みを実施する。 【県版地域公共交通計画の策定】 高知県全域を対象とした地域公共交通計画を策定する。	・嶺北計画:協議会の開催 2回 ・県計画:協議会の開催 5回、市町村及び交通事業者へのアンケート調査 1回 ・東部計画:協議会の開催 1回	・嶺北計画:公共交通マップ配布6,000部、公共交通利用モニター5名参加、モニターによるSNSでの情報発信120回 ・県計画:R5.1に計画素案完成 ・東部計画:公共交通マップの改正	・嶺北計画:バスの定期券購入者が増加するなど、地域住民の利便性が高まったことがうかがえる ・県計画:計画として明文化したこと、市町村及び交通事業者との課題やそれに対する施策への認識の共有が深化した ・東部計画:マップの改正により、利用者にとって利便性が高まっている		・嶺北計画:引き続き計画に記載した事業に取り組むと共に、R5年度が5か年計画の最終年度となるため、計画の更新又は新たに策定している県計画との一元化などを検討。 ・県計画:計画に記載した事業と、そのPDCAを実施していく。 ・東部計画:計画の最終期間になるため、計画の更新又は新たに策定している県計画の一元化を検討。	交通運輸政策課
8	当初	【1-6 省エネビル・住宅やZEB・ZEHの推進】 1 省エネ住宅の推進	こうちエコハウスへの来館者数	年間	949人(R元)	1,000人(毎年)	657人	236人	省エネ住宅の推進のため、県民への省エネ住宅の普及啓発を市町村や事業者と連携を図りながら進める。	①普及啓発用リーフレットの作成 ②ZEHの判断基準等に関する技術講習会の初級編を開催(事業者向けに9/16・11/7の2回開催)	①具体的な結果を示すことが困難 ②講習会への参加 43事業者	①②具体的な成果を示すことが困難	△ 多数の来館者が見込まれる8月に県内のコロナウイルス感染者が2千人を超えた。	①作成したリーフレットを活用しながら、引き続き県民への省エネ住宅の普及啓発を、市町村や事業者と連携を図りながら進める。 ②ZEHの判断基準等に関する技術講習会の中級編を追加し、県内建築士の省エネに関する技術力のさらなる向上を図る。 ③既存住宅の省エネリフォーム推進のため、補助金の創設を検討。	住宅課
	当初	2 ZEB・ZEHの推進	戸建て新築件数に対するZEH補助金の交付決定シェア	-	2.1%(R元)	4%(R7)	1.6%		高効率機器への更新やZEH化などの建築物や設備の省エネ化の促進につながる普及啓発や支援を行う。	12月末時点で計14社が省エネ診断を実施。	前年の17社からほぼ横ばいで、増加に至っていない(やや減少)。	前年の17社から今年度14社(12月末現在)と横ばいで、受診増加に至っていない。	△ ZEHの認知不足、コスト高が影響	引き続き、実施企業の拡大に努める。	環境計画推進課
11	当初	【1-7 森林吸収源対策による温暖化防止】 1 持続可能な森林づくり	県内民有林の間伐面積	年間	4,693ha(R元)	5,200ha(毎年)	4,493ha	2,624ha	林業事業者等による「森の工場」づくりをはじめ、森林環境税などを活用した間伐などへの支援を行い、森林整備を積極的に推進する。また、低コスト育林や一貫生産システムの推進、地域ぐるみでの再造林推進、苗木生産施設への支援などを実施する。	・造林事業や公益林保全整備事業を活用し、荒廃森林の整備を行った。 ・森林整備のPRを県HPや林業機関紙(2誌)へ掲載するとともに、市町村広報誌への掲載依頼を行った。 ・「増産・再造林推進協議会」を開催し地域ぐるみで再造林を推進した。 ・コンテナ育苗技術指導を行い生産体制づくりを支援した。	間伐面積2,624ha(造林事業12月末(3四半期集計中、速報値))、再造林面積256ha(造林事業12月末(3四半期集計中、速報値))、HP公報掲載市町村21市町村	CO2吸収源として必要となる適正な森林の整備・管理が行われている。	○ 広報活動等により支援制度が周知され事業が活用されてきた結果概ね進んでいる。	再造林面積は増加傾向にあることから、現在の取り組みを強化し目標達成に繋げたい。	木材増産推進課
	当初	2 高知県協働の森CO2吸収認証制度の推進	県内民有林の再造林面積	年間	250ha(R元)	630ha(R5)	299ha	256ha	協働の森づくり事業で整備した森林のCO2吸収量を数値化し認証することを通じて、環境先進企業と地域との協働により、その社会的な認知度を高め、温暖化防止対策を推進する。	・新規・更新企業への営業訪問等(新規2件、更新15件) ・高知県CO2吸収専門委員会の開催(1回)	CO2吸収証書の発行(37件)	・森林整備面積(397.72ha)<R3整備実績> ・CO2吸収量(12,277t-CO2)<R3実績>	△ 再造林面積は増加しているが、造林に対する森林所有者の費用の負担感等からあまり進んでいない。	植栽についてもCO2吸収量を認証するために数値化して、吸収証書を発行できる仕組みを構築する。	林業環境政策課
13	当初	3 オフセット・クレジット制度の活用							国のJ-クレジット制度を利用して、森林の適正な管理によるCO2の吸収量や、木質バイオマス化石燃料に代替したことによる削減量をクレジット化し、カーボン・オフセットを行う企業などに販売する。	・プロバイダー販売委託契約 5社 ・エコプロ2022への出展	・新規のクレジット購入事業者数11件(12月末時点) ・エコプロ来場者数(61,541人)	販売件数53件、売却量483t-CO2(12月末時点)		関連するセミナー等との連携による発信や、環境先進企業(こうちSDGs推進企業等)などへの制度説明を引き続き実施し、制度の認知向上に努める。	自然共生課

戦略2 循環型社会への取組

整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策	各戦略の指標					事業概要	R4				R5の方向性	担当課	
			目標指標	第五次計画基準値	第五次計画目標	R3(初年度)	R4(R4.12末時点)		インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)	R4.12末時点の進捗度・理由 ◎:順調に進んでいる ○:概ね進んでいる △:あまり進んでいない -:未着手			
14	当初	【2-1 3Rの推進】 1 リデュースに関する普及啓発 2 リユース、リサイクルに関する普及啓発	一般廃棄物の排出量	年間	252千t (R元)	231千t (R7)	集計中	R5実施	3Rに関する普及啓発 ・ゴミの発生抑制、分別収集、再生利用の推進	・市町村に対する国の施策の情報提供 ・市町村への取組の啓発(排出抑制、分別、リサイクル) ・産業廃棄物の循環的利用の促進(公共工事等による循環的利用)	公共工事等から発生する産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル製品の使用が図られた。	・県民一人当たりの1日分の家庭ゴミ排出量(一般廃棄物) H26:591g、H27:583g、H28:578g、H29:582g、H30:599g、R1:600g、R2:602g ・産業廃棄物の再生利用量の割合(5年に一度実施する調査結果) H20:64.6%、H26:65.2%、R1:72.0%	毎年、前年度分の調査を実施。R3実績値については集計中。	事業者及び県民のゴミの削減や発生抑制に対する意識の向上を図るため、引き続きレジ袋削減等の取組やリサイクル製品の使用促進等の取組を実施する。	環境対策課
			一般廃棄物のリサイクル率	年間	20.2% (R元)	25% (R7)	集計中	R5実施					毎年、前年度分の調査を実施。R3実績値については集計中。		
15	当初	3 食品ロス削減に向けた取組の推進	県民一人当たりの1日分の家庭ごみの排出量(一般廃棄物)	年間	600g (R元)	537g (R7)	集計中	R5実施	令和3年度に策定した「高知県食品ロス削減推進計画」に基づき、県内の食品ロスの削減に向け、県民や事業者等への啓発を行うとともに、未利用食品の有効活用を図る手段の確立を支援していく。	・新聞やラジオ等による啓発(8回) ・家庭系食品ロスの組成調査 ・家庭系食品ロスのモニター調査 ・フードドライブの手引作成・配布 ・啓発リーフレットの作成・配布	・新聞やラジオ等による啓発(9回)<内訳:新聞広告5回、生活情報誌1回、ラジオ2回、県広報紙1回> ・家庭系食品ロスの組成調査 ・県職員を対象に食品ロスに関するアンケートを実施 ・「四国はひとつ 消費者行政・消費者教育推進セミナー in 高知～SDGsの実現に向けて～」を開催	今年度実施した県民世論調査では、「食品ロス問題を認知し、削減に取り組んでいる割合」は、昨年度と比べて1.8ポイント増加しており、県内における食品ロス認知度は着実に高くなっていると考えられる。【参考:県民世論調査結果】令和4年度90.5% 令和3年度88.7%】	毎年、前年度分の調査を実施。R3実績値については集計中。	消費者が普段の食生活や買い物の際に食品ロスを意識できるような事業を実施し、食品ロス削減の啓発を進める。具体的には、「てまえどり」を促すPOPを作成し、コンビニなどの事業者に掲示の協力を依頼することや、消費者に家庭で発生している食品ロス量を実際に記録してもらおうといった啓発事業を予定している。	県民生活課
16	当初	【2-2 プラスチックごみ対策】 1 プラスチック資源の効果的な分別回収 2 自発的な清掃活動への支援と河川ごみマップの作成・更新	リバーボランティアによる清掃活動の実施	-	-	-	-	-	プラスチック資源循環促進法に基づく市町村の分別回収体制に係る情報収集等	・プラ新法に係る情報を市町村に周知(随時) ・プラ新法の概要・県内市町村の取組状況の周知	県内市町村のプラ新法への理解	小規模自治体でも、県内市町村の取組状況を参考に、今後のプラ新法への対応に向けた協議を始めている。	取り組みは河川愛護の醸成に貢献し、県下各地の河川で良好な水辺環境を保全できている。継続的に実施していくためには、活動団体数をいかに維持していくかが課題。	市町村の具体的な検討はまだ先となるが、市町村が集まる場などを活用し、プラ新法に関する情報提供(国からの情報・県外先進事例等)を行っていく。	環境対策課
17	当初								河川ごみマップでごみの状況を可視化することによって、ごみの削減に向けた関心を高めるとともに、清掃活動への参加やごみを捨てない環境にやさしいライフスタイルの実現につなげる。	四万十川一斉清掃(4/10、4/17)、仁淀川一斉清掃(10/22)	四万十川一斉清掃:3,074人、仁淀川一斉清掃参加者数:385人	仁淀川清流保全推進協議会内のWGでいただいた意見をもとに、ごみマップの更新を図るなど、ごみの削減に向けた関心を高める取組を進めていく。		自然共生課	
18	当初								リバーボランティアによる清掃活動を支援するため消耗品の配布や保険の加入を行う。	消耗品費(予算):1,391千円 保険料(実績):250千円	消耗品の配布、傷害・賠償責任保険の加入(令和4年5月1日～令和5年4月30日)	ボランティア活動の負担の軽減。		引き続き、消耗品の配布や保険の加入によって住民の美化活動の支援を行う。	河川課
19	当初	3 海岸漂着ごみのモニタリング調査	下水汚泥処理で発生するガスの有効活用率 ※点検による発電停止期間を除く	年間	-	100% (毎年)	87.4%	高知県の海岸において、継続的に漂着ごみの組成や存在量を調査し、それらの経年変化を把握するため、モニタリング調査を実施する。	海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し、漂着ごみ組成調査を実施予定(高知港海岸)	高知港海岸における漂着ごみの組成や存在量の調査を実施予定(2月初旬)	調査により漂着ごみの実態を把握し、今後の漂着ごみ発生抑制対策を効果的に実施する。	継続して漂着ごみの組成調査を実施し、効果的な漂着ごみの回収・処理に向けて検討を進めていく。	港湾・海岸課		
20	当初	1 各種リサイクル法の推進						各種リサイクル法(家電、小型家電、容器包装)の推進	市町村における容器包装リサイクルの取組状況の把握、情報共有等	容器包装リサイクル法ルートを活用した市町村の分別収集品目の増加	各種リサイクル法に関して、市町村への情報提供と併せ、県内市町村間での情報共有を促していく。	環境対策課			
21	当初	2 家畜排せつ物の活用						家畜排せつ物の有効活用のために、消費者へのPR等による家畜排せつ物の利用促進、利用促進に関する技術研修の実施、処理高度化施設の整備、資源循環型畜産及び環境保全型農業の推進を行う。	・堆肥保管処理施設等の整備に関する補助事業の周知 ・畜産・酪農収益力強化整備等事業(施設整備・機械設備)要望調査開始の円滑な対応 ・職員の研修会等への参加 2回	・令和3年度補正 畜産・酪農収益力強化整備等事業(機械導入)を活用し、堆肥調整散布関係機械装置の導入を支援 ・職員の知識・技術指導力の向上	・機械導入により、作業効率の向上及び堆肥の高品質化が可能となった。 ・畜産農家の新たなニーズにも対応できるようになった。	・各補助金事業の活用による家畜ふん堆肥処理施設の設置や、堆肥調整機器等の導入促進の継続 ・職員の知識・技術指導力の向上のため、研修会への職員参加の推進	畜産振興課		
22	当初	3 木質バイオマスの利用により発生する燃焼灰の有効活用	下水汚泥処理で発生するガスの有効活用	年間	-	100% (毎年)	87.4%	燃焼灰を有効に活用するため、「木質バイオマス燃焼灰の自らの手引き」を普及し、事業者の適正な運用を進める。	「木質バイオマス燃焼灰適正の自らの手引き」の周知を図るためホームページに掲載(通年)	-	施設園芸での木質バイオマスボイラー利用者の一部は自ら燃焼灰を利用している。発電後の燃焼灰については、再生砂や吸着資材、埋め戻し等で活用する場合は、産業廃棄物ではなく、有価物として基準等をクリアする必要がある。	燃焼灰の有効活用に関する新たな情報の収集に努める。	木材産業振興課		
23	当初	4 下水汚泥処理で発生するガスの有効活用						高須浄化センターでは下水汚泥を減量化する消化施設を整備。消化過程で発生するメタン発酵ガスをバイオマス発電事業を行う民間事業者へを供給することにより有効活用を努めます。	民間発電事業者への消化ガス供給 民間発電事業者の発電量の監視	バイオマス由来の消化ガス発電によるCO2削減 民間発電事業者による消化ガス発電の実施		公園下水道課			

戦略2 循環型社会への取組

整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策	各戦略の指標					事業概要	R4				R5の方向性	担当課	
			目標指標	第五次計画基準値	第五次計画目標	R3(初年度)	R4(R4.12末時点)		インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)	R4.12末時点の進捗度・理由 ◎:順調に進んでいる ○:概ね進んでいる △:あまり進んでいない -:未着手			
24	当初	【2-4 廃棄物の適性処理と災害廃棄物の処理対策】 1 廃棄物の適正処理	適正処理講習会の開催回数	年間	3回(R元)	3回(毎年)	3回	3回	・福祉保健所毎の廃棄物等連絡協議会の活性化と地域団体とのネットワーク化による不法投棄対策や情報交換を図る。 ・排出事業者及び処理業者を対象に、廃棄物適正処理を理解してもらうため講習会を開催する。 ・処理許可業者等への立入検査・調査を行い適正処理指導を行う。	・各種会議等を順次開催 ・新たに53施設のPCB塗膜調査を実施(これまでの累計232施設)	・新たにPCB含有塗膜調査を実施した53施設のうち、5施設でPCB含有塗膜の使用が判明。なお、土木部の精査により約190施設が調査対象外となった。 ・廃棄物適正処理講習会参加者は、安芸市34人、須崎市46人、四万十市65人	・低濃度PCB処理期限(令和8年度末)に向けた取組が進んでいる。 ・廃棄物適正処理講習会参加者の廃棄物に関する知識の向上に寄与	◎ 3会場での講習会を開催した。	・廃棄物の不法投棄については、監視等による早期発見に努め、初期段階での対応により、ごみの山をつくらせないようにしていく。 ・令和4年度に処分されていない高濃度PCB廃棄物については、令和5年度に確実に処分されるように保管業者に働きかけていく。	環境対策課
25	当初	2 災害廃棄物の処理対策	災害廃棄物処理広域ブロック協議会の開催(訓練を含む)	年間	3回(R元)	3回(毎年)	3回	3回	一瞬に膨大な量が発生する災害廃棄物について、早期の復旧・復興に向けて、平時において広域処理体制の構築等を検討する。	各種会議等を順次開催	業務説明会及び連携連絡会(参加者58人)、公費解体研修会(参加者71人)、講演会(参加者62人)、災害廃棄物処理広域ブロック協議会4回、同幹事会1回(参加6幹事市)	災害廃棄物の広域処理体制について、災害廃棄物処理広域ブロック協議会を軸として、各種課題への対応を具体的に議論できた。	◎ 関係機関と連携し、ブロック協議会等において、広域処理の検討ができています。	災害廃棄物の広域処理体制の構築、仮置場の実効性の確保、担当職員のスキルアップに向けた協議会や講演等の開催などに引き続き取り組んでいく。	環境対策課
26	当初	【2-5 リサイクル産業の振興】 1 リサイクル製品の認定と環境配慮型事業所の認定	リサイクル製品の認定数	累計	99件(R元)	105件(R7)	99件	99件	・廃棄物などの循環資源を利用し、県内で製造加工される優秀な「リサイクル製品」の普及とリサイクル事業者の育成 ・地域における循環型社会の形成等、循環型社会の形成に貢献する事業者の認定と育成	・募集チラシの配布 2,700部 ・高知県リサイクル製品等認定制度紹介パネル展	高知県リサイクル製品の認定申請1件	リサイクル認定製品の増加により、一般県民・事業者のリサイクル意識の向上が期待される。	○ 今年度新規申請が1件(R5.2審査予定)	認定事業者や審査委員の意見を踏まえ、より効果的なPR方法の検討を行う。	環境対策課
27	当初	2 グリーン購入の普及	環境配慮型事業所の認定数	累計	18件(R元)	20件(R7)	19件	19件	・地球温暖化防止県民会議行政部会において、市町村に対して、グリーン購入基本方針の策定や物品購入の際の適合商品選定について呼びかけを実施(予定:2月) ・市町村に対して、(間に合えば地球温暖化防止県民会議行政部会・間に合わなければメール等)において、令和5年度の改訂ポイントの周知(予定:2月) ・令和5年度高知県グリーン購入実施計画の策定(予定:3月)				○ 今年度新規申請はないが、パンフ配布等により制度の周知を図ることで、目標数値は達成見込み	引き続き、全庁への制度周知と取組実施の呼びかけ及び市町村への基本方針の策定及び取組実施の呼びかけを行う。	環境計画推進課

戦略3 自然環境を守る取組

整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策	各戦略の指標					事業概要	R4				R5の方向性	担当課	
			目標指標	第五次計画基準値	第五次計画目標	R3(初年度)	R4(R4.12末時点)		インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)	R4.12末時点の進捗度・理由 ◎:順調に進んでいる ○:概ね進んでいる △:あまり進んでいない -:未着手			
28	当初	【3-1 生物多様性こうち戦略の推進】 1 希少野生動植物の保全 3 外来生物による被害防止 4 動植物の情報収集と標本の適正管理 5 海岸、海洋環境の保全	生物多様性の認知度	-	61.8% (H30)	80% (R5)	-	-	自然環境や生物多様性に対する県民の理解を深め、環境保全に関する意識の高い人材を育成するとともに、地域の暮らしとの調和を図りながら貴重な自然環境の保全を實踐し、次世代に引き継ぐために、地域の自然環境について普及啓発を実施し、希少野生動植物の保護、特定外来生物の駆除等保全活動を進める。	防鹿柵モニタリング調査を実施、生物分布調査(生物、植物)の実施	・野生植物分布調査事業:調査及び普及啓発活動への参加者 のべ1,453人(4/1~10/31) ・県民参加による生物調査や特定外来種の防除活動の実施	・野生植物分布情報の充実、調査ボランティアの植物分類等についての知識向上 ・県民参加による生物調査や特定外来種の防除活動などの実施により一般の方に身近な自然への理解を深めることができた。	◎:順調に進んでいる ○:概ね進んでいる △:あまり進んでいない -:未着手	引き続き県民参加の取組を進め、身近な自然への理解を深めていたいただけるよう事業を推進する。	自然共生課
			防護柵の設置と維持による植生回復状況	年間	77% (R元)	80% (毎年)	90%	84.6%					○:概ね進んでいる		
食害拡大地域の現地調査か所数	年間	7か所 (R元)	5か所 (毎年)	8か所	8か所	○:概ね順調に進んだため。									
29	当初	2 野生鳥獣の保護・管理	ニホンジカの捕獲頭数	年間	19,414頭 (R元)	30,000頭 (~R3) 25,000頭 (R4~)	21,708頭	集計中	鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づき野生鳥獣の保護管理を行う。	○シカ個体数調整事業 前年度の狩猟により捕獲したシカについて捕獲報償金(8,000円/頭)を交付 ○第二種特定鳥獣捕獲推進事業費補助金 市町村が第二種特定鳥獣の捕獲に取り組む狩猟者に配布(賞与)するための「くくりわな」本体の購入に対して補助 ○指定管理鳥獣捕獲等事業 高標高域の国有林内鳥獣保護区等(2区域)でシカ(指定管理鳥獣)捕獲を実施 ○狩猟フェスタ開催 開催回数:1回 ○くくりわな製作講習会 開催回数:8回 ○森林環境保全対策シカ捕獲事業 5市町(安芸市、四万十市、香美市、大豊町、四万十町)で高知県森林環境税を活用し、シカ捕獲を実施 ○わな猟体験ツアー 開催回数:2回 ○マンツーマン技術指導 指導者5名	○シカ個体数調整事業 全30市町村5,514頭分の捕獲報償金(8,000円/頭)を交付(最終交付決定:令和4年7月28日) ○第二種特定鳥獣捕獲推進事業 要望のあった全19市町村に当初予定していた3,000基を上回る3,235基分を交付決定(令和5年1月20日時点) ○指定管理鳥獣捕獲等事業 高岡区域(四万十町大正)目標30頭に対し13頭、幡多区域(四万十市西土佐奥屋内)目標30頭に対し13頭、計26頭を捕獲(令和5年1月13日時点) ○森林環境保全対策シカ捕獲事業 5市町(安芸市、四万十市、香美市、大豊町、四万十町)と業務委託等(2区域)でシカ(指定管理鳥獣)による捕獲報償金支払事務を実施中。 ○狩猟フェスタ 開催回数:1回(令和4年12月4日) 来場者数:1,063名(関係者除く) ○わな猟体験ツアー 開催回数:2回(香美市:令和4年12月17日・参加者数18名、宿毛市:令和5年1月14日・参加者数17名) ○くくりわな製作講習会 開催予定8回のうち5回を実施(令和4年11月5日:田野町、11月26日:高知市、12月10日:四万十市、12月25日:安芸市、1月7日:香南市) ○マンツーマン技術指導 指導者5~6名のもと、11月15日から指導中(令和5年2月28日終了予定)	令和4年度のシカ捕獲頭数については集計中(捕獲継続中)。「新規狩猟者の確保と捕獲技術の向上」では実施計画に基づいて狩猟フェスタやくくりわなによる捕獲頭数の底上げを図るとともに、引き続き狩猟フェスタやわな猟体験ツアー等の開催を通じて「新規狩猟者の確保と捕獲技術の向上」を図る。	◎:順調に進んでいる ○:概ね進んでいる △:あまり進んでいない -:未着手	シカの年間捕獲目標頭数の達成に向けて既存事業を継続し、今年度配布及び令和5年度以降配布予定のくくりわなによる捕獲頭数の底上げを図るとともに、引き続き狩猟フェスタやわな猟体験ツアー等の開催を通じて「新規狩猟者の確保と捕獲技術の向上」を図る。	鳥獣対策課
			ニホンジカの捕獲頭数	年間	19,414頭 (R元)	30,000頭 (~R3) 25,000頭 (R4~)	21,708頭	集計中					翌年度7月末に確定		
30	当初	6 漁場環境の保全	絶滅種・絶滅危惧種などの数(動物)	-	276種	増やさない	-	-	県下沿岸地域において、各地先の活動組織が藻場や干潟の造成活動等を行えるよう、各地先の活動組織をとりまとめる「高知県環境生態系保全対策地域協議会」に対して補助を行い、円滑な活動の実施を支援するほか、各漁業指導所が現場での活動支援を随時行う。また水産試験場では、天皇洲の干潟におけるアサリ個体数のモニタリングや県内定点の藻場被度調査を行う。	漁業指導所では、管内の各活動組織の取組支援や助言・指導を実施。水産試験場では、天皇洲を主とした浦ノ内湾におけるアサリ資源に関する調査を毎月実施。水産業振興課では、各地域の活動組織の取りまとめを担う地域協議会に対して補助金を交付。12月までに3回の概算払を行い、活動組織の活動を支援。	藻場や干潟の保全に関する取組については、漁業指導所による各活動組織の取組支援や助言・指導を継続するとともに、地域協議会への補助金の交付を実施していく。浦ノ内湾におけるアサリ資源についても、水産試験場による調査を引き続き実施し、調査結果の報告や取組に対する助言・指導を実施していく。	◎:順調に進んでいる ○:概ね進んでいる △:あまり進んでいない -:未着手	水産業振興課		
			絶滅種・絶滅危惧種などの数(植物)	-	717種	増やさない	-	-							
31	当初	【3-2 森林環境の保全】 1 協働の森づくり事業の推進 2 森林環境譲与税などの取組	協働の森づくり事業のパートナーズ協定締結数	累計	63件 (R元)	新規の増加 更新の継続	66件	68件	・企業との交流活動(28件) ・協働の森フォーラム開催(1回) ・協定10年以上継続企業に対する感謝状及び記念品の贈呈(2件)	・協働の森 新規協定(2件)、更新協定(8件)(R5.1.18時点) ・第16回協働の森フォーラムへの参加者実績(会場参加123人、オンライン参加67人) ・企業との交流活動(1,056名)(R5.1.18時点)	・協定締結数(43件)(R5.1.18時点) ・森林環境譲与税の事業化率向上の働きかけの結果、R4.9調査時点の事業化率(補正予定含む)は約114%(R4.3時点同94.3%)	◎:順調に進んでいる ○:概ね進んでいる △:あまり進んでいない -:未着手	・企業訪問によるアプローチを行うとともに、企業貢献度の見せ方を工夫するため、活動の多様化に向けたストーリーづくりにも力を入れていく。 ・庁内関係部局との情報共有も行う。 ・事業化率が低い市町村や基金残高が多い市町村については、補正予算での事業化も含めた継続的な働きかけを続ける。 ・県の森林環境税と国からの森林環境譲与税に関するの広報を強化(さんSUN高知やイベント等での広報を予定)	林業環境政策課	
32	当初	【3-3 里地里山の保全】 1 集落活動センターの取組や移住の促進による里地里山の活性化	新規就農者数	年間	261人 (R元)	320人 (毎年)	213人		県内外からのI・Uターン者などによる自営就農や雇用就農など、多様な担い手の確保を推進し、農地の集積や保全管理等を進める	新規就農ポータルサイトへの記事投稿、就農相談会の開催(単独開催36回)、オンラインイベント開催5回				農業担い手支援課	
33	当初		集落活動センターの設置数	累計	61か所 (R元)	80か所 (R6)	63か所	65か所	集落活動センターの設置、運営支援など、中山間地域におけるそれぞれの地域課題やニーズに応じて、地域住民が主体となって産業、生活、福祉、防災などの活動に取り組む仕組みづくりを推進	地域振興監会議2回、本部会議(6月)、関係部局等会議(10月)の開催	各地域、各局での取組の共有、来年度に向けたバージョンアップの検討	集落活動センターR4年度新たな立ち上げ:2か所	・新たなセンターの立ち上げ支援。 ・センター活動の中断・停滞に対して再始動の支援。 ・センターと大学生との連携を支援。	中山間地域対策課	
34	当初	2 都市との交流による生物多様性の維持と地域活性化 3 環境に配慮した農業の推進と生き物の生息環境の確保	集落活動センターの設置数	累計	61か所 (R元)	80か所 (R6)	63か所	65か所	本県の豊かな自然環境を利用した体験型観光の推進し、グリーンツーリズムなどを通して地域経済の活性化につなげる。			◎:順調に進んでいる ○:概ね進んでいる △:あまり進んでいない -:未着手		自然共生課	

戦略3 自然環境を守る取組

整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策	各戦略の指標					事業概要	R4				R5の方向性	担当課	
			目標指標	第五次計画基準値	第五次計画目標	R3(初年度)	R4(R4.12末時点)		インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)	R4.12末時点の進捗度・理由 ◎:順調に進んでいる ○:概ね進んでいる △:あまり進んでいない -:未着手			
35	当初	1 清流保全活動の推進	協働の川づくりパートナーズ協定締結数	累計	8件 (R元)	新規の増加更新の継続	9件	9件	仁淀川一斉清掃、RAC川の安全教室の開催(川と人、社会、文化の関わり講座)	仁淀川一斉清掃参加者:385人、RAC川の安全教室(川と人、社会、文化の関わり講座)参加者:5人			◎:目標を達成できている。	川で遊んだ経験のある子どもの減少、水生生物調査や水質調査を実施する学校数の減少、環境学習を実施する講師の人材育成などの課題解決のため、流域の関係機関、団体等との連携により継続して実施していく。	自然共生課
	36	2 協働の川づくり事業の推進													
37	当初	3 多自然川づくりの推進	おもてなしの水辺創成事業の実施	-	-	継続的な実施	-	-	河川工事のなかで、治水、維持管理、環境の両立を念頭に、水際(水から陸への境界域)、瀬、淵、砂州において、自然に近い環境が創出される配慮を伝統工法等にも留意して実施する。	河川整備費(環境系)の予算配分	落差工(1河川)、魚道工(2河川)、環境調査(1河川)を実施	水生生物が棲みやすい河川環境整備の着実な進捗	○:工事、委託業務の契約が完了し、事業を進めている	引き続き多自然川づくりを実施し、河川環境整備の推進を行う。	河川課
		環境配慮が必要な河川での「多自然川づくり」の実施	-	-	継続的な実施	5箇所									
38	当初	1 大気、水質などの調査	公共用水域における水質汚濁に係る環境基準達成率	年間	97% (H30)	93% (毎年)	95.2%	95.2%	公共用水域における水質等環境調査や大気などの監視により生活環境の保全を図る	委託業務関係:公共用水域水質調査委託業務・地下水水質調査委託業務・ダイオキシン類濃度調査委託業務・道路交通騒音委託業務 水質関係:公共用水域水質測定計画に基づく水質測定及び工場・事業場への立入検査の実施 大気関係:大気環境測定局での大気環境常時監視の実施及び大気環境移動測定車による大気環境測定の実施、有害大気汚染物質モニタリング調査の実施、航空機騒音常時監視の実施	県内の大気・水質等環境状況の継続把握 大気環境測定局(7測定局)・有害大気汚染物質モニタリング調査(2地点)・酸性雨調査(1地点)・大気環境移動測定(2地点) 公共用水域測定(河川61地点、湖沼2地点、海域42地点、底質6地点)・地下水測定(概況20地点、継続11地点)・海水浴場水質調査(7地点)	県内の大気・公共用水域・地下水の環境基準達成状況の把握	◎:前年度の結果のとりまとめ・精査が完了したため	大気環境測定車による移動大気測定でのモニタリングを行うことが可能であると判断したため) 大気関係:引き続き、県内の大気環境及び周辺環境調査を実施していくとともに、随時結果を公表していく。 水質関係:特定事業場の立入調査を継続し、公共用水域及び地下水の水質測定を実施することで引き続き環境基準達成状況の把握を行う。	環境対策課
			地下水における環境基準達成率	年間	99% (H30)	100% (毎年)	100% (R3)	100% (R3)					◎:前年度の結果のとりまとめ・精査が完了したため		
39	当初	1 道路工事での環境配慮	自然林の回復	年間	7,558㎡ (R元)	4,199㎡ 以上 (毎年)	8,137㎡	2,530㎡	道路工事により発生した切土法面を潜在自然植生を用いたポット苗工法により施工し、自然林の回復を行う。	工事により発生した切土法面保護工法として、種子を吹き付ける工法が経済的に安価となるが、潜在自然植生を用いたポット苗工法を基本工法として採用することで自然林を回復する。 (工事費で約1,900円/㎡、R4施工箇所合計で約481万円の追加費用を投入(R4.12月末時点))	ポット苗工法により自然林を回復。 (A=2,530㎡(R4.12月末時点))	令和4年度に施工のポット苗(A=2,530㎡(R4.12月末時点))により、空気中のCO2吸収量が増加。 (自然林が復元されれば、約100世帯が1日に排出するCO2(約0.9t)を1年間で吸収する)	◎:R3年度では目標値を上回ったが、施工完了した区画がありR4年度の実績は減少した	今後も「道路構造物に係る標準設計マニュアル(高知県土木部道路課)」の基準の通り、道路整備における景観に配慮した道路法面の保護工法として優先的に選定を行う。	道路課
40	当初	2 多自然川づくりの推進【再掲】													
41	当初	3 治山・林道事業での環境配慮	自然林の回復	年間	7,558㎡ (R元)	4,199㎡ 以上 (毎年)	8,137㎡	2,530㎡	治山・林道事業に関しては、工事金額が8千万円以上について、文化環境システムにて検討を行う。また、林道工事については希少動物(クマタカ)の営巣地がある路線があるため、工事発注前にモニタリング調査を行い、アドバイザーの提言を受け事業を実施して行く。	令和4年度文化環境システム対象工事:7箇所 幹線林道開設事業 大野・高樽線2工区環境調査委託業務(契約日:R4.8.3)	令和4年度文化環境システム対象工事:7箇所 幹線林道開設事業 大野・高樽線2工区環境調査委託業務(契約日:R4.8.3)	令和4年度文化環境システム対象工事については、ほぼ計画どおり発注が完了し、環境配慮検討も行われた。 ・クマタカの繁殖モニタリング調査では、令和4年3月に繁殖が確認された。このため、7月までの期間、繁殖状況調査を実施した。調査の結果、1羽の雛が確認されていたことから、8月より幼鳥モニタリング調査を実施している。今後は、調査結果を注視しつつ工事の発注調整を行う予定である。	◎:R3年度では目標値を上回ったが、施工完了した区画がありR4年度の実績は減少した	今後も同様の取り組みを行っていく予定である。	治山林道課
		42													



戦略4 地域資源を活かした産業振興

整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策	各戦略の指標				事業概要	R4				R5の方向性	担当課			
			目標指標	第五次計画基準値	第五次計画目標	R3(初年度)		R4(R4.12末時点)	インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)			R4.12末時点の進捗度・理由 ◎:順調に進んでいる ○:概ね進んでいる △:あまり進んでいない -:未着手		
43	当初	【4-1 本県の強みである恵み豊かな地域資源を活用した産業振興】 1 滞在型観光、体験型観光の推進	自然・体験型観光施設などの利用者数	年間	1,038千人(R元)	1,141千人(毎年)	1,399千人	1,156千人(R4.10末時点)	・豊かな自然を活かした自然体験型観光施設等の整備 ・グリーン・ツーリズムの推進	【豊かな自然を活かした自然体験型観光施設等の整備】 ○観光振興総合支援事業費補助金による支援:99,995,000円(12/28時点交付決定額) ○地域観光振興交付金による支援:27,867,000円(12/28時点交付決定額) 【グリーン・ツーリズムの推進】 ・四国4県での協議会の実施(5/11 参加者9名)(10/14 参加者7名) ・公式SNSでの情報発信事業の取材対応(6/23~6/24)(訪問先:いの町、四万十町、四万十市) 【グリーン・ツーリズムの推進】 四国グリーン・ツーリズム推進協議会関係 ○四国4県での協議会の実施 2回 ○公式SNSでの情報発信事業の取材 ○農山漁村振興交付金事業(R4年度高知県農泊研修及びモニターツアー委託業務)モニターツアー3回 研修2回 ○「思いつき四国!88癒しの旅。」キャンペーンの実施 162日間 ○四国グリーン・ツーリズム推進協議会実践者交流会 1回	【豊かな自然を活かした自然体験型観光施設等の整備】 ○観光振興総合支援事業費補助金による支援:99,995,000円(12/28時点交付決定額) ○地域観光振興交付金による支援:27,867,000円(12/28時点交付決定額) 【グリーン・ツーリズムの推進】 ・四国4県での協議会の実施(5/11 参加者9名)(10/14 参加者7名) ・公式SNSでの情報発信事業の取材対応(6/23~6/24)(訪問先:いの町、四万十町、四万十市) 【グリーン・ツーリズムの推進】 8月~9月に10回、四国グリーン・ツーリズムインスタグラムに記事掲載 ・農山漁村振興交付金事業(R4年度高知県農泊研修及びモニターツアー委託業務)モニターツアー実施:嶺北エリア 8人、奥四万十エリア 9人、中土佐・黒潮エリア 28人 研修の実施:基礎編:現地参加1人 オンライン参加11人 実践編:現地参加6人 オンライン参加4人 ・四国グリーン・ツーリズム推進協議会実践者交流会(10/14 受講者50名)	◎	令和3年度は116,583人/月で、令和4年度は165,142人/月と対前年1.4倍である	【豊かな自然を活かした自然体験型観光施設等の整備】 周遊促進計画やプロモーション計画に基づき、観光拠点となる施設の整備が行われており、観光消費額の拡大に繋がる取組が進んでいる。 【グリーン・ツーリズムの推進】 研修やモニターツアーといった県内の農泊受入体制を強化しつつ、四国4県で連携してキャンペーンや情報発信を行うことにより、効果的にグリーン・ツーリズムを推進している。	【豊かな自然を活かした自然体験型観光施設等の整備】 周遊促進に繋がる観光施設の整備について、観光振興推進総合支援事業費補助金及び高知県地域観光振興交付金により支援する。 【グリーン・ツーリズムの推進】 四国グリーン・ツーリズム推進協議会の取り組み等を通じて、本県のグリーン・ツーリズムを四国各県と連携しながら推進する。	地域観光課
44	当初	2 自然公園の適正な管理と自然・体験型観光による利用促進							本県の豊かな自然環境を利用した体験型観光を推進するために、環境保全を図りつつ自然を楽しめる利用施設の整備と維持管理を行う。					自然共生課		
45	当初	3 環境保全型農業の推進	病害版IPM技術の新規導入技術数	累計	-	7品目(R5)	2品目	5品目	環境保全型農業が農業振興や農業生産の持続可能性の強化に波及するよう、IPM技術の普及拡大やGAP推進の取組などを進める。	◆IPM関係:IPM実証展示ほの設置(通年)、生産者、技術者への技術指導(通年)、環境保全型農業資材の導入状況調査(9月)、ナス、キュウリにおける常温煙霧実証 ◆GAP関係:JA品目別営農指導委員会(1回)、県版GAP第三者確認の実施(事前研修1回、現地調査1回)、GAP研修等の実施	◆IPM関係:IPM実証展示ほの設置(8作物・17カ所)、生産者、技術者への技術指導(3回・57人)、ナス、キュウリにおける常温煙霧実証(ナス・3カ所、キュウリ・5カ所) ◆GAP関係:JA品目別営農指導委員会(1回・15人)、県版GAP第三者確認の実施(事前研修8人、現地調査12カ所)	○	新規導入技術の開発が遅れているものもある	◆IPM関係:常温煙霧で使用できる農業の適用拡大、IPM実証展示ほ設置によるIPM技術の普及拡大 ◆GAP関係:国際水準GAPの推進、GAP認証取得支援	環境農業推進課	
46	当初	4 CLTなどによる県産材の利用促進							①県産材利用推進本部会の開催、こうちの木の住まいづくり助成事業説明会の開催(3回) ②CLT建築物等の設計及び木造化・木質化の支援。CLT完成研修会(大豊学園)、構造研修会(牧野植物園研究棟)、技術セミナー(1回予定)の開催。CLTフォーラム(東京、11月)の開催、CLTフォーラム(高知、1月)の開催、CLT簡易住宅展示会の開催(11月)。環境不動産評価手法検討委員会(5回)及び庁内検討会議(3回)の開催。関係団体との意見交換(11月)、県産材利用地域推進会議(6地区)及び高知県建築士会各支部(5支部)での制度のPR。	①木造住宅の申込み274件(12月末) ②CLT建築物等の設計支援(申請4件)、木造化・木質化の支援(申請3件)、CLT構造・完成研修会(参加者延べ96名)、CLTフォーラム(東京148名)、CLT簡易住宅展示会(参加者110名)。		CLT等への理解を深めるとともに、建築士や施工に関わる技術者の育成、CLT等を使用した非住宅木造建築を進めるとともに、本年11月に導入したCLT簡易住宅をイベントに移設展示することにより、CLTを直接見て触れる機会を提供することで木造建築物の建設に対する機運を高める。また、高知県環境不動産の制度施行により木造建築物の建築の促進を図る。	木材産業振興課			
47	当初	5 地域の未利用森林資源を有効活用した取組の推進							木質バイオマス資源の有効利用を図るため、幅広い分野での木質バイオマスボイラーの導入及び木質バイオマス発電を促進するとともに、木質燃料の安定供給を推進する。	木質バイオマスエネルギー利用促進協議会の現地見学会及び講演会の開催(1回)、木質バイオマスボイラーの導入促進のため新たな環境省事業を新設	木質バイオマスの年間利用量 R3実績 205千m3(R3計画308千m3)		木質バイオマスエネルギー利用促進協議会の会員と連携し普及拡大に向けた取り組みを強化するとともに、要望のあった10台の木質バイオマスボイラーを確実に導入する。	木材産業振興課		
48	当初	6 CO2木づかい固定量認証制度の普及							県産材を使用した建築物において、建築木材中のCO2固定量を数値化し、証書等を交付することで環境への貢献を身近に感じてもらう取組。また、県産材に限定することで、県産材の利用促進を図る。	もくもくエコランド2022への出展		【木づかい固定量認証制度】 公共施設等の情報を収集し、こちらから制度についての提案を行っていく。	自然共生課			
49	当初	7 漁村におけるサービス業の創出	県有公共施設の木造率	年間	100%(R元)	100%(毎年)	100%		【浦ノ内湾におけるアサリ資源回復と有効活用の取組】 ・浦ノ内湾のアサリ資源を回復させるため、エイやクロダイ等の食害魚からアサリを守るための「被せ網」を敷設し、そのメンテナンスを行いながら、増殖したアサリ資源の有効活用についての検討を行う。	・アサリ資源回復に向けた被せ網のメンテナンス ・アサリ資源モニタリング調査	・被せ網のメンテナンスを174区画(全563区画)で実施 ・モニタリング調査の結果、被せ網下のアサリ現存量は63トンであると推察		・アサリが安定して増殖している被せ網へのメンテナンスの集中 ・潮干狩り等の事業化に向けた取組の試行	水産政策課		
50	当初								あゆを観光や地域振興等に活用していくための指針である「あゆ王国高知振興ビジョン」(令和4年3月策定)に掲げる取組を推進	・あゆPR動画の作成、情報発信HPの公開等 ・県SNSへあゆに関する記事の投稿(19回) ・地産外商社と連携したメディアへのプロモーション活動(3回)等 ・釣り具メーカー主催のあゆ釣り全国大会の誘致に向けて全国大会を視察	・SNS、HPでの記事及び動画閲覧数23万回 ・釣り具メーカーが大会の開催に向けて仁淀川を視察		・県産天然あゆの認知度が向上 ・令和5年度釣り具メーカー主催のあゆ釣り西日本ブロック大会の仁淀川での開催(7/22)が決定	水産業振興課		
51	当初	8 再生可能エネルギーを活用して得られた利益の地域への還流							県、市町村、県内事業者等の共同出資により設立した株式会社、市町村有地で太陽光発電事業を行い、その売電した収益を、出資比率に応じて株主(県、市町村、民間事業者)へ配当する。	・発電会社(6社)の運営(発電か所は7カ所) ・本年度で開催された全て(6社)の発電会社の株主総会へ出席(うち1社は書面開催)	・発電電力量:1,038万kWh(12月末時点)で把握できている分の6社の発電量)		適切な施設の維持管理に努めることで、売電実績の向上に取り組んでいく。具体的には、定期的な点検等を通して、突発的な故障をはじめ、モジュールの破損や経年に伴う部品交換など各種トラブル等の早期発見、早期復旧に努める。特に、現在調達に時間を要する部品の確保については、優先順位をつけながら対応する。	環境計画推進課		

戦略5 環境を守り次世代へつないでいくための人材育成と地域づくり

整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策	各戦略の指標					R4 (R4.12末時点)	R4				R4.12末時点の進捗度・理由 ◎:順調に進んでいる ○:概ね進んでいる △:あまり進んでいない -:未着手	R5の方向性	担当課	
			目標指標	第五次計画基準値	第五次計画目標	R3 (初年度)	R4 (R4.12末時点)		事業概要	インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)				
52	当初	【5-1 環境を守り次世代へつないでいくための人材育成】 1 幼少期、青少年期における環境教育の充実	生物多様性こうち戦略推進リーダー登録者数	累計	45人 (R元)	100人 (R5)	72人	85人	学校行事としての2泊3日以上の自然体験型学習事業に加え、NPO法人や福祉施設、青少年育成団体等、民間団体が概ね高校生以下の生徒を対象とした1泊2日以上の自然体験型学習にも補助を行うことで、子どもの体験活動の機会を増やす。	当初予算は5,100千円であり、本事業要綱当課HP掲載、市町村教育委員会及び昨年度のヒアリングにおける関係団体への要綱案内等を周知した。10月には、市町村教育委員会あてに追加募集の周知を配付した。また、民間は、過去の実績がある団体に直接連絡し、事業の実施に向けてヒアリングを行った。	12月末時点で学校行事7校(うち中止4校)・民間団体9団体・10企画(うち、中止6団体・7企画)の実績である。昨年同様、新型コロナウイルスの影響により多数の学校等が中止と判断した。	下半期の実施に向けて、民間から4団体が検討等することとなった。	◎	学校は、新型コロナウイルス感染症や働き方改革の観点から、実態に応じた事業内容とするよう検討する。民間は、年度当初から関係団体へ直接事業説明や要綱の配付等し、早い段階から実施に向けた取組を促す。	生涯学習課	
53	当初	1 幼少期、青少年期における環境教育の充実 2 環境学習を推進するための人材育成 3 環境保全活動を実践する人材の育成	生物多様性こうち戦略推進リーダー登録者数	累計	45人 (R元)	100人 (R5)	72人	85人	1 幼少期、青少年期における環境学習の充実 ・学習プログラムリスト(小学校向け、中学校向け、高等学校向け)の作成・配布、環境絵日記コンテスト、こどもエコクラブ事業(高知県環境活動支援センター実施委託業務) 2 環境学習を推進するための人材育成 ・環境学習講師の紹介・派遣(高知県環境活動支援センター実施委託業務) ・生物多様性こうち戦略推進リーダー登録制度 3 環境保全活動を実践する人材の育成 ・生物多様性こうち戦略推進リーダー養成講座・現場活動ツアーの実施(高知県環境活動支援センター実施委託業務)	・推進リーダー養成講座の開催(2回)、活動現場体験ツアーの実施(2回) ・学習プログラムリストの作成・配布(県内全小学校へ1部ずつ、高知市教育研究会環境教育部会で説明) ・環境絵日記コンテストの開催 ・生物多様性こうちプラン大賞の開催	・推進リーダー養成講座の受講者数(のべ23人)、活動現場体験ツアーの参加人数(のべ3人) ・学習プログラムリストを活用した環境学習の受講者数(1,293人 ※R5.1.10時点) ・環境絵日記コンテストの参加校(83校)、応募作品数(3,586作品)	・学習プログラムリストを活用した環境学習を推進できた。 ・環境絵日記コンテストを通して、県内多くの子どもたちに環境への意識を育んでもらえた。 ・生物多様性こうちプラン大賞交流会を通じて、生物多様性保全の取り組みを募集、表彰し、県民による生物多様性保全の取組を推進できた。	○	100人(R5)に向けて取組を進めている	観光ガイドや地域おこし協力隊、集落活動センターなど、自身の活動の場がある方々を取り込み、活動の場を広げていく。	自然共生課
54	当初	3 環境保全活動を実践する人材の育成	こうち山の日県民参加支援事業の参加者数	年間	396人 (R元)	450人 (毎年)	595人	527人	人と木の共生を基本理念とした「木の文化圏構想」の一環として、県民一人ひとりに森林や山を守る活動の重要性に対する理解と関心を深めてもらうため、幅広く県民からの参加を募る森林保全ボランティア活動などの取組を実施する。	・森林保全ボランティア団体による県民参加のボランティア活動、HPによる広報、パネル展の開催等の実施委託<契約金額 2,891,000円> ・森林環境学習フェア等開催委託<契約金額 12,381,600円>	・森林保全ボランティア団体による県民参加のボランティア活動(39回)、参加者(527人) <12月末時点報告より>(R3:31回、446人) ・第5回森林環境学習フェアの開催(10/22-23) 来場者数22日(2,938人)、23日(3,460人) 計6,398人(R3:5,000人) ・森林環境学習フェアでのパネル展示(10/22-23) ・森林環境保全バスツアーin馬路村の開催(11/27) 参加者数11組22名	・森林保全ボランティア団体による県民参加のボランティア活動が前年同期より、回数・参加者数とも増加傾向。 ・森林保全体験バスツアーの実施は、3年ぶりに実施ができた。	◎	目標の117%を達成しているため	・事業を活用する森林保全ボランティア団体の増に向けた取り組み。(団体の掘り起こし等を行う事業をR5当初予算要望中) ・森林環境学習フェア来場者数増に向けた取り組みを実行委員会で協議(R5年度は、10/28-29で開催予定) ・森林保全体験バスツアーの参加者を増やすため、感染防止対策のさらなるPRや小規模複数回の開催などの工夫を行う	林業環境政策課
55	当初		地球温暖化防止活動推進員のリーダーとなる「スーパード推進員」の養成	累計	14人 (R元)	17人 (R7)	19人	20人	環境学習を推進するための人材育成 ・地球温暖化防止活動推進員の活用推進	・県の広報紙による推進員の募集(さんSUN高知「情報ひろば」6月号) ・令和4年度高知県地球温暖化防止活動推進員フォローアップセミナーの実施(9/3 こうち男女共同参画センター「ソーレ」) ・令和4年度高知県地球温暖化防止活動推進員スキルアップセミナーの実施(12/10 愛媛県内子町の内子バイオマス発電所) ・令和4年度四国地域合同推進員研修会(11/17.18 四国中央市市民文化ホール「しこちゅ〜ホール」) ※令和4年度から名称変更	・県の広報紙による推進員の募集:44人(R4)→42人(R5.1末現在) ・令和4年度高知県地球温暖化防止活動推進員フォローアップセミナーの実施:10参加(新規推進員4名中3名参加) ・令和4年度高知県地球温暖化防止活動推進員スキルアップセミナーの実施:8名参加 ・令和4年度四国ブロック合同推進員研修会:高知から3名(全参加者は14名)	・研修の受講等による地球温暖化防止活動推進員のスキルアップ(温暖化に関する基礎知識、啓発の手法など) ・県内外の推進員と交流することによるモチベーションアップ ・他県の活動事例等の共有により、今後の活動の参考になった。	○	リーダーとなる推進員を一定養成している	・高知県地球温暖化防止県民会議、行政部会、県民部会、事業者部会で連携した普及啓発の実施 ・地球温暖化防止活動推進員募集の普及啓発の強化を検討	環境計画推進課
56	当初	【5-2 環境を守り次世代へつないでいくための地域づくり】 1 学校や地域との協働による環境保全活動の促進	県民一斉美化活動の参加者数	年間	2,033人 (R元)	3,000人 (毎年)	1,396人	2月実施	地域の美化活動を実施する団体への支援と県民との協働による不法投棄の防止や美化活動の促進 ・ボランティアの拡充、県民等の美化活動の支援、県民一斉美化活動月間の取組の推進、美化啓発及び広報活動	・美化活動に取り組む県民及び市町村への資材提供(軍手、ゴミ袋、火ばさみ) ・新聞広告掲載(2/1)、公共交通機関(バス・電車)内広告掲載(100台)、ホームページ掲載				美化活動は2月実施	「清潔で美しい高知県をつくる条例」が目指す清潔で美しい県土づくりの推進に向けて、引き続き、市町村等関係者と相互協力関係を構築し、県民及び事業者等に対して、活動の浸透を図っていく。	環境対策課
57	当初	2 地域における環境学習の支援 3 環境学習や環境保全活動に関する普及啓発や情報提供	環境学習などの受講者数	年間	2,891人 (R元)	2,500人以上 (毎年)	2,376人	2,833人	2 地域における環境学習の支援 ・環境学習講師の紹介・派遣、学習プログラムリスト(社会人向け)の作成・配布(高知県環境活動支援センター実施委託業務) 3 環境学習や環境保全活動に関する普及啓発や情報提供 ・ホームページやメールマガジン等による環境活動情報・助成金情報等の提供、生物多様性こうち戦略推進リーダー活動報告会の開催、生物多様性の普及・啓発を目的とする表彰事業「ふるさとこのちをつなぐ こうちプラン大賞」の実施(高知県環境活動支援センター実施委託業務)	・推進リーダー活動報告会の開催(1回) ・「ふるさとこのちをつなぐ 生物多様性こうちプラン大賞」の開催	・推進リーダー活動報告会の参加人数(8人(12月時点)) ・「ふるさとこのちをつなぐ 生物多様性こうちプラン大賞」の応募件数(9件)	環境イベントや研修会の参加者について、一定の人数は確保できており環境に対する知識は深められているが、参加者の顔ぶれが同じであることが多い。	◎	目標を達成できている	環境イベント等にゲストを呼ぶなど、一般の方が足を運ぶきっかけとなる効果的な広報手段の検討を行う。	自然共生課

## 進捗状況の概括（重点施策を含む戦略に係る進捗状況のとりまとめ）

### 戦略1 地球温暖化への対策

【全体評価】概ね順調な指標はあるものの、全体としては引き続き対策を強化していく必要がある。

戦略及び戦略に基づく施策 ※「重点施策」に下線を引いています。	各戦略の指標						
	目標指標	第五次計画 基準値	第五次計画 目標	R3 (初年度)	R4 (R4.12末 時点)	達成率	
【1-1 県民総参加による地球温暖化防止活動の拡大】 <u>1 県民会議による取組</u> <u>2 地球温暖化対策に関する効果的な情報発信</u>	県内の温室効果ガスの排出量 ※基準年(平成25(2013)年度)	年間	24.1%削減 (H29)	47%以上 削減(R12)			
	エコアクション21の認証・登録事業者数	累計	242社 (R元)	270社 (R7)	220社	214件	80%
	地球温暖化対策を何もしない人の割合 ※県民世論調査における回答率	—	9.1% (R元)	5%未満 (R7)	7.1%	7.8%	64%
【1-2 再生可能エネルギー導入への支援】 <u>1 地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進</u> <u>2 地域社会に根ざした電源の導入促進と活用</u> <u>3 分散型電力ネットワークの構築に向けた環境整備と地域新電力の設立支援</u> <u>4 自家消費型発電設備の導入促進と電力需給調整力の確保</u> <u>5 その他のエネルギーの普及促進</u>	住宅用太陽光発電の普及率	累計	8.7% (R元)	11.1% (R7)	9.5%	9.6%	86%
	住宅用蓄電池・V2Hの導入件数	累計	—	500件 (R7)	—	—	
	民間事業所の太陽光発電設備及び蓄電池の導入件数	累計	—	25件 (R7)	4社	14社	56%
	小水力発電や木質バイオマス発電の事業計画数	累計	—	3件 (R7)	—	—	
	地域新電力会社の設立件数(小売電気事業者の設立件数)	累計	—	3件 (R7)	1件	1件	33%
	「再エネ100宣言 RE Action」に参加する県内企業数	累計	—	20社 (R7)	1社	1社	33%
【1-3 気候変動の影響への適応】 <u>1 地球温暖化の影響への適応</u>	気候変動の影響への「適応策」の推進	—	—	計画の推進	—	—	
【1-4 公共交通機関の利用促進によるCO2削減】 <u>1 公共交通機関の利用促進</u>	県庁職員の520運動への参加率	年間	29.9% (R元)	39% (R12)	32%	15% (R4.4~9)	38%
【1-7 森林吸収源対策による温暖化防止】 <u>1 持続可能な森林づくり</u> <u>2 高知県協働の森CO2吸収認証制度の推進</u> <u>3 オフセット・クレジット制度の活用</u>	県内民有林の間伐面積	年間	4,693ha (R元)	5,200ha (毎年)	4,493ha	2,624ha	50%
	県内民有林の再造林面積	年間	250ha (R元)	630ha (R5)	299ha	256ha	41%

### 戦略2 循環型社会への取組

【全体評価】全体としては順調に進捗している。(【2-1 3Rの推進】については、令和5年度に調査実施予定)

戦略及び戦略に基づく施策 ※「重点施策」に下線を引いています。	各戦略の指標						
	目標指標	第五次計画 基準値	第五次計画 目標	R3 (初年度)	R4 (R4.12末 時点)	達成率	
【2-1 3Rの推進】 <u>1 リデュースに関する普及啓発</u> <u>2 リユース、リサイクルに関する普及啓発</u> <u>3 食品ロス削減に向けた取組の推進</u>	一般廃棄物の排出量	年間	252千t (R元)	231千t (R7)	集計中	R5実施	
	一般廃棄物のリサイクル率	年間	20.2% (R元)	25% (R7)	集計中	R5実施	
	県民一人当たりの1日分の家庭ごみの排出量 (一般廃棄物)	年間	600g (R元)	537g (R7)	集計中	R5実施	
【2-2 プラスチックごみ対策】 <u>1 プラスチック資源の効果的な分別回収</u> <u>2 自発的な清掃活動への支援と河川ごみマップの作成・更新</u> <u>3 海岸漂着ごみのモニタリング調査</u>	リバーボランティアによる清掃活動の実施	—	—	継続的な実施	—	—	
【2-4 廃棄物の適性処理と災害廃棄物の処理対策】 <u>1 廃棄物の適正処理</u> <u>2 災害廃棄物の処理対策</u>	適正処理講習会の開催回数	年間	3回 (R元)	3回 (毎年)	3回	3回	100%
	災害廃棄物処理広域ブロック協議会の開催 (訓練を含む)	年間	3回 (R元)	3回 (毎年)	3回	3回	100%

### 戦略3 自然環境を守る取組

【全体評価】全体としては概ね順調に進捗している。

戦略及び戦略に基づく施策 ※「重点施策」に下線を引いています。	各戦略の指標						
	目標指標		第五次計画 基準値	第五次計画 目標	R3 (初年度)	R4 (R4.12末 時点)	達成率
【3-1 生物多様性こうち戦略の推進】 <u>1 希少野生動植物の保全</u> <u>2 野生鳥獣の保護・管理</u> <u>3 外来生物による被害防止</u> <u>4 動植物の情報収集と標本の適正管理</u> <u>5 海岸・海洋環境の保全</u> <u>6 漁場環境の保全</u>	生物多様性の認知度	—	61.8% (H30)	80% (R5)	—	—	
	防護柵の設置と維持による植生回復状況	年間	77% (R元)	80% (毎年)	90%	84.6%	106%
	食害拡大地域の現地調査か所数	年間	7か所 (R元)	5か所 (毎年)	8か所	8か所	160%
	二ホンジカの捕獲頭数	年間	19,414頭 (R元)	30,000頭 (~R3) 25,000頭 (R4~)	21,708頭	集計中	
	絶滅種・絶滅危惧種などの数(動物)	—	276種	増やさない	—	—	
	絶滅種・絶滅危惧種などの数(植物)	—	717種	増やさない	—	—	
【3-4 清流の保全と流域の振興】 <u>1 清流保全活動の推進</u> <u>2 協働の川づくり事業の推進</u> <u>3 多自然川づくりの推進</u>	協働の川づくりパートナーズ協定締結数	累計	8件 (R元)	新規の増加 更新の継続	9件	9件	
	おもてなしの水辺創成事業の実施	—	—	継続的な 実施	—	—	
	環境配慮が必要な河川での「多自然川づくり」 の実施	—	—	継続的な 実施	5箇所		
【3-6 公共工事などでの環境配慮】 <u>1 道路工事での環境配慮</u> <u>2 多自然川づくりの推進【再掲】</u> <u>3 治山・林道事業での環境配慮</u> <u>4 環境配慮勉強会の実施</u> <u>5 環境影響評価の適切な管理・運営</u>	自然林の回復	年間	7,558㎡ (R元)	4,199㎡以上 (毎年)	8,137㎡	2,530㎡	60%
	環境配慮勉強会の実施回数	年間	1回 (R元)	1回以上 (毎年)	0回	0回	0%

### 戦略4 地域資源を活かした産業振興

【全体評価】全体としては順調に進捗している。(評価可能なすべての戦略について、1つ以上の施策で達成率が80%以上となっている。)

戦略及び戦略に基づく施策 ※「重点施策」に下線を引いています。	各戦略の指標						
	目標指標		第五次計画 基準値	第五次計画 目標	R3 (初年度)	R4 (R4.12末 時点)	達成率
【4-1 本県の強みである恵み豊かな地域 資源を活用した産業振興】 <u>1 滞在型観光、体験型観光の推進</u> <u>2 自然公園の適正な管理と自然・体験型 観光による利用促進</u> <u>3 環境保全型農業の推進</u> <u>4 CLTなどによる県産材の利用促進</u> <u>5 地域の未利用森林資源を有効活用した 取組の推進</u> <u>6 CO2木づかい固定量認証制度の普及</u> <u>7 漁村におけるサービス業の創出</u> <u>8 再生可能エネルギーを活用して得られた 利益の地域への還流</u>	自然・体験型観光施設などの利用者数	年間	1,038千人 (R元)	1,141千人 (毎年)	1,399千人	1,156千人 (R4.10末 時点)	101%
	病害版IPM技術の新規導入技術数	累計	—	7品目 (R5)	2品目	5品目	71%
	県有公共施設の木造率	年間	100% (R元)	100% (毎年)	100%		

## 戦略5 環境を守り次世代へつないでいくための人材育成と地域づくり

【全体評価】全体としては順調に進捗している。(評価可能なすべての戦略について、1つ以上の施策で達成率が80%以上となっている。)

戦略及び戦略に基づく施策 ※「重点施策」に下線を引いています。	各戦略の指標						
	目標指標		第五次計画 基準値	第五次計画 目標	R3 (初年度)	R4 (R4.12末 時点)	達成率
【5-1 環境を守り次世代へつないでいくための人材育成】	生物多様性こうち戦略推進リーダー登録者数	累計	45人 (R元)	100人 (R5)	72人	85人	85%
1 幼少期、青少年期における環境教育の 充実	こうち山の日県民参加支援事業の参加者数	年間	396人 (R元)	450人 (毎年)	595人	527人	117%
2 環境学習を推進するための人材育成 3 環境保全活動を実践する人材の育成	地球温暖化防止活動推進員のリーダーとなる 「スーパー推進員」の養成	累計	14人 (R元)	17人 (R7)	19人	20人	118%
【5-2 環境を守り次世代へつないでいくための地域づくり】	県民一斉美化活動の参加者数	年間	2,033人 (R元)	3,000人 (毎年)	1,396人	2月実施	
1 学校や地域との協働による環境保全活 動の促進 2 地域における環境学習の支援 3 環境学習や環境保全活動に関する普及 啓発や情報提供	環境学習などの受講者数	年間	2,891人 (R元)	2,500人以上 (毎年)	2,376人	2,833人	113%

資料1の  
補足資料

令和4年度の環境基本計画に係る主な広報実績

令和4年度の環境基本計画に係る主な広報実績

戦略及び戦略に基づく施策	ホームページ	SNS (Twitter、Facebook、Instagram、YouTube)	テレビCM、新聞広告、県広報誌	チラシ・パンフレット配布	その他
<p><b>戦略1 地球温暖化への対策</b>  <b>【1-1 県民総参加による地球温暖化防止活動の拡大】</b>                      1 県民会議による取組                      2 地球温暖化対策に関する効果的な情報発信  <b>【1-3 気候変動の影響への適応】</b>                      1 地球温暖化の影響への適応  <b>【1-4 公共交通機関の利用促進によるCO2削減】</b>                      1 公共交通機関の利用促進  <b>【1-5 都市のコンパクト化と公共交通ネットワーク形成】</b>                      1 都市のコンパクト化                      2 地域公共交通計画(地域公共交通網形成計画)に基づく取組の推進  <b>【1-6 省エネビル・住宅やZEB・ZEHの推進】</b>                      1 省エネ住宅の推進                      2 ZEB・ZEHの推進  <b>【1-7 森林吸収源対策による温暖化防止】</b>                      1 持続可能な森林づくり                      2 高知県協働の森CO2吸収認証制度の推進                      3 オフセット・クレジット制度の活用</p>	<p>■Myスイッチ！Goクール！[環境計画推進課]                      &lt;PV数&gt;19,446(R5.1.20)                      &lt;主な内容&gt;高知県地球温暖化防止県民会議の活動について、地球温暖化対策に関するイベントやキャンペーン等の告知</p> <p>■web版環境パスポート[環境計画推進課]                      &lt;PV数&gt;66,568(R5.1.20)                      &lt;主な内容&gt;webサイト内で個人や企業の環境負荷が見える化、環境にやさしい取組の共有、環境関連イベントの告知</p> <p>■高知県衛生環境研究所ホームページ[環境計画推進課]                      &lt;PV数&gt;682(R5.1.12)                      &lt;主な内容&gt;熱中症予防の啓発、パネル貸出しの告知、パネル展の報告・告知、啓発資材の活用状況の報告</p> <p>■明日のためにみんなで残そう公共交通応援キャンペーン[交通運輸政策課]                      &lt;主な内容&gt;公共交通応援キャンペーンの広報</p> <p>■市町村ホームページ(17市町村(予定含む))[木材増産推進課]                      &lt;主な内容&gt;県が行う間伐や造林への支援制度について</p>	<p>■Myスイッチ！Goクール！（高知県地球温暖化防止県民会議）[環境計画推進課]                      &lt;フォロワー数(R5.1.20)&gt;                      Twitter:150/Facebook:42/Instagram:806                      &lt;主な内容&gt;高知県地球温暖化防止県民会議の活動について、地球温暖化対策に関するイベントやキャンペーン等の告知</p> <p>■高知県環境計画推進課YouTube(Go to SDGs) [環境計画推進課]                      &lt;動画本数&gt;4本                      &lt;閲覧回数&gt;767回(R5.1.20)                      &lt;主な内容&gt;こうちSDGs推進企業登録制度の登録企業の取組事例を紹介</p> <p>■高知の公共交通応援キャンペーン[交通運輸政策課]                      &lt;フォロワー数&gt;Instagram:164                      &lt;主な内容&gt;公共交通応援キャンペーンの広報</p> <p>■高知県嶺北地域公共交通協議会[交通運輸政策課]                      &lt;フォロワー数&gt;                      Twitter:15/Instagram:87                      &lt;主な内容&gt;公共交通を使う日常、嶺北地域の魅力、公共交通の利用方法 等</p>	<p>■テレビCM(テレビ高知)[環境計画推進課]                      &lt;回数&gt;20回                      &lt;主な内容&gt;web版環境パスポートの紹介</p> <p>■テレビCM(テレビ高知、高知放送、さんさんテレビ)[交通運輸政策課]                      &lt;回数&gt;計259回                      &lt;主な内容&gt;公共交通の必要性について、公共交通応援キャンペーンの広報</p> <p>■新聞広告(高知新聞)[交通運輸政策課]                      &lt;回数&gt;2回                      &lt;主な内容&gt;公共交通の利用促進について、公共交通応援キャンペーンの広報</p> <p>■テレビ番組「おはようこうち」[木材産業振興課]                      &lt;回数&gt;月2回                      &lt;主な内容&gt;木造住宅や非住宅建築物等の広報</p>	<p>■「環境にやさしい買い物キャンペーン」ポスター、チラシ[環境計画推進課]                      &lt;配布部数&gt;                      ポスター214枚/チラシ13,548枚                      &lt;主な内容&gt;「環境にやさしい買い物キャンペーン」の告知・申込み</p> <p>■「web版環境パスポート」チラシ[環境計画推進課]                      &lt;配布部数&gt;4,000枚程度</p> <p>■啓発冊子「目で見ると高知の気候変動と適応図鑑」[環境計画推進課]                      &lt;配布部数&gt;120部</p> <p>■高知の公共交通応援キャンペーン[交通運輸政策課]                      &lt;配布部数&gt;40,000枚程度                      &lt;主な内容&gt;公共交通応援キャンペーンの広報</p> <p>■あなたのおうちは大丈夫？？快適度チェックをしてみましよう！！[住宅課]                      &lt;配布部数&gt;リーフレット1,700枚                      &lt;主な内容&gt;居住温熱環境の快適度チェック、省エネリフォームの工事内容の紹介</p> <p>■各地域の商工会議所会報にチラシ差し込み(省エネアドバイザー告知)[環境計画推進課]                      &lt;配布部数&gt;4,400部</p> <p>■J-クレジット制度勉強会[自然共生課]                      &lt;配布部数&gt;30部</p> <p>■もくもくエコランド2022[自然共生課]                      &lt;配布部数&gt;20部</p> <p>■エコプロ2022[自然共生課]                      &lt;配布部数&gt;100部</p>	<p>■パネル展[環境計画推進課]                      &lt;実施回数&gt;5回                      &lt;主な内容&gt;「目で見ると高知の気候変動と適応図鑑」パネルの展示</p> <p>■高知商工会議所会報(省エネアドバイザー告知)[環境計画推進課]                      &lt;配布部数&gt;3,600部</p> <p>■市町村広報(10市町村)[木材増産推進課]                      &lt;主な内容&gt;県が行う間伐や造林への支援制度について</p> <p>■林業関係機関誌「樹海」及び「公社の森」[木材増産推進課]                      &lt;配布部数&gt;                      「樹海」:710部/「公社の森」:1,850部                      &lt;主な内容&gt;県が行う間伐や造林への支援制度について</p>
<p><b>戦略2 循環型社会への取組</b>  <b>【2-1 3Rの推進】</b>                      1 リデュースに関する普及啓発                      2 リユース、リサイクルに関する普及啓発                      3 食品ロス削減に向けた取組の推進  <b>【2-2 プラスチックごみ対策】</b>                      1 プラスチック資源の効果的な分別回収                      2 自発的な清掃活動への支援と河川ごみマップの作成・更新                      3 海岸漂着ごみのモニタリング調査  <b>【2-5 リサイクル産業の振興】</b>                      1 リサイクル製品の認定と環境配慮型事業所の認定                      2 グリーン購入の普及</p>	<p>■高知県環境計画推進課ホームページ「高知県のグリーン購入の取組状況」[環境計画推進課]                      &lt;主な内容&gt;令和5年度高知県グリーン購入実施計画の策定(3月予定)</p>	<p>■くまっちゃん(県立消費生活センター)[県民生活課]                      &lt;フォロワー数(R5.1.19)&gt;                      Facebook:65/Instagram:103                      &lt;主な内容&gt;食品ロス削減月間ポスターデザイン募集(消費者庁)、冷蔵庫の整理</p> <p>■ともに生きる 土佐の自然(高知県自然共生課)[自然共生課]                      &lt;フォロワー数&gt;Facebook:619(R5.1.10)                      &lt;主な内容&gt;四万十川一斉清掃、仁淀川一斉清掃</p>	<p>■新聞広告(高知新聞)[県民生活課]                      &lt;回数&gt;5回                      &lt;主な内容&gt;食品ロス削減啓発</p> <p>■さんSUN高知[県民生活課]                      &lt;回数&gt;1回                      &lt;主な内容&gt;食品ロス削減啓発</p>	<p>■高知県食品ロス削減推進計画概要[県民生活課]                      &lt;配布部数&gt;約650                      &lt;主な内容&gt;計画概要・食品ロス削減の取組紹介</p> <p>■リサイクル製品等認定制度パンフレット[環境対策課]                      &lt;配布部数&gt;2,700枚程度</p> <p>■認定制度募集チラシ[環境対策課]                      &lt;配布部数&gt;2,700枚程度</p>	<p>■生活情報誌(ミリカ)[県民生活課]                      &lt;回数&gt;1回                      &lt;主な内容&gt;食品ロス削減啓発</p> <p>■ラジオ広報[県民生活課]                      &lt;回数&gt;2回                      &lt;主な内容&gt;食品ロス削減啓発</p>
<p><b>戦略3 自然環境を守る取組</b>  <b>【3-2 森林環境の保全】</b>                      1 協働の森づくり事業の推進                      2 森林環境譲与税などの取組  <b>【3-4 清流の保全と流域の振興】</b>                      1 清流保全活動の推進                      2 協働の川づくり事業の推進                      3 多自然川づくりの推進  <b>【3-5 快適な生活環境の確保】</b>                      1 大気、水質などの調査</p>		<p>■森と人をつなぐ 高知県林業環境政策課[林業環境政策課]                      &lt;フォロワー数&gt;Twitter:665                      &lt;主な内容&gt;企業と地域との交流活動及び協働の森フォーラムの開催を周知。</p> <p>■ともに生きる 土佐の自然(高知県自然共生課)[自然共生課]                      &lt;フォロワー数&gt;Facebook:619(R5.1.10)                      &lt;主な内容&gt;仁淀川・物部川環境学習、流域団体活動周知等</p>			<p>■建築士会及び建設労働組合会員向け講習会の実施[環境対策課]                      &lt;回数&gt;3回                      &lt;参加者数&gt;92人(2回分)                      &lt;主な内容&gt;大気汚染防止法改正(石綿)について                      ※主催は各事業者団体であり、住宅課と共に講師として参加</p>

令和4年度の環境基本計画に係る主な広報実績

戦略及び戦略に基づく施策	ホームページ	SNS (Twitter、Facebook、Instagram、YouTube)	テレビCM、新聞広告、県広報誌	チラシ・パンフレット配布	その他
<p><b>戦略4 地域資源を活かした産業振興</b> 【4-1 本県の強みである恵み豊かな地域資源を活用した産業振興】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 滞在型観光、体験型観光の推進</li> <li>2 自然公園の適正な管理と自然・体験型観光による利用促進</li> <li>3 環境保全型農業の推進</li> <li>4 CLTなどによる県産材の利用促進</li> <li>5 地域の未利用森林資源を有効活用した取組の推進</li> <li>6 CO2木づかい固定量認証制度の普及</li> <li>7 漁村におけるサービス業の創出</li> <li>8 再生可能エネルギーを活用して得られた利益の地域への還流</li> </ol>	<p>■四国グリーン・ツーリズム推進協議会[地域観光課]          &lt;PV数&gt;50,676(R5.4~12)          &lt;ユーザー数&gt;19,140          &lt;主な内容&gt;旅行者を対象に、四国4県のグリーン・ツーリズム関連施設を紹介          ※夏からキャンペーンを行うため、例年8月頃にHP内にキャンペーンの特設サイトを開設する。</p> <p>■あゆ情報発信ホームページ[水産業振興課]          &lt;主な内容&gt;高知県産天然あゆのPR</p>	<p>■四国グリーン・ツーリズム推進協議会[地域観光課]          &lt;フォロワー数&gt;          Facebook:130/Instagram:762          &lt;主な内容&gt;          Facebook:インスタグラムからの投稿を連動させて記事を掲載          Instagram:旅行者を対象に、グリーン・ツーリズムに関する施設や体験、景色等について写真を中心に投稿</p> <p>■高知県公式[水産業振興課]          &lt;フォロワー数(R5.1.11)&gt;          Twitter:39,601/Facebook:5,102          &lt;主な内容&gt;高知県産天然あゆに関する情報発信</p> <p>■高知県YouTube[水産業振興課]          &lt;動画本数&gt;2本          &lt;閲覧回数&gt;494回(R5.1.11)          &lt;主な内容&gt;高知県産天然あゆのPR</p>		<p>■もくもくエコランド2022[自然共生課]          &lt;配布部数&gt;パンフレット50部</p> <p>■第10回CLT建築推進フォーラム[自然共生課]          &lt;配布部数&gt;パンフレット80部</p>	
<p><b>戦略5 環境を守り次世代へつないでいくための人材育成と地域づくり</b> 【5-1 環境を守り次世代へつないでいくための人材育成】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 幼少期、青少年期における環境教育の充実</li> <li>2 環境学習を推進するための人材育成</li> <li>3 環境保全活動を実践する人材の育成</li> </ol> <p>【5-2 環境を守り次世代へつないでいくための地域づくり】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校や地域との協働による環境保全活動の促進</li> <li>2 地域における環境学習の支援</li> <li>3 環境学習や環境保全活動に関する普及啓発や情報提供</li> </ol>	<p>■高知県教育委員会事務局生涯学習課ホームページ[生涯学習課]          &lt;主な内容&gt;交付要項及び実施要領、申請様式等の掲載</p> <p>■高知県環境活動支援センター えこらぼ[自然共生課]          &lt;PV数&gt;223,859(R4.12末)          &lt;主な内容&gt;環境活動情報の提供、環境活動団体及び環境学習講師のデータベース、環境学習に係る施設情報等々</p> <p>■森・ヒト・こうち応援ネット[林業環境政策課]          &lt;PV数&gt;14,920(R4.12.31)          &lt;主な内容&gt;ボランティア活動参加者募集、ボランティア活動報告、補助金等情報提供</p> <p>■高知県地球温暖化防止活動推進センター[環境計画推進課]          &lt;主な内容&gt;県内自治体の取組情報</p>	<p>■高知県教育委員会事務局生涯学習課ホームページ[生涯学習課]          &lt;主な内容&gt;交付要項及び実施要領、申請様式等の掲載</p> <p>■高知県環境活動支援センターえこらぼ[自然共生課]          &lt;フォロワー数&gt;Facebook:704(R5.1.10)          &lt;主な内容&gt;事業告知・報告、イベント情報</p> <p>■森・ヒト・こうち応援ネット[林業環境政策課]          &lt;フォロワー数(R4.12.31)&gt;          Twitter:74/Facebook:57          &lt;主な内容&gt;ボランティア活動参加者募集、ボランティア活動報告、補助金等情報提供</p> <p>■高知県地球温暖化防止活動推進センター[環境計画推進課]          &lt;フォロワー数(R5.1.13)&gt;          Twitter(KCCCA2020):101/Facebook:424          &lt;主な内容&gt;          Twitter:脱炭素・SDGs等に関する情報          Facebook:センター及び推進員の活動情報など</p> <p>■kees_kochi(Kochi Eco Earth Students)[環境計画推進課]          &lt;フォロワー数&gt;Instagram:246(R5.1.13)          &lt;主な内容&gt;学生推進員の取組          ※高知県地球温暖化防止活動学生推進員による運用</p> <p>■高知県地球温暖化防止活動推進センターYouTube(KCCCAチャンネル)[環境計画推進課]          &lt;動画本数&gt;17本          &lt;閲覧回数&gt;353(R5.1.11)          &lt;主な内容&gt;脱炭素への行動変容を促す内容</p>	<p>■テレビCM:15秒スポットCM(高知放送、高知さんさんテレビ、テレビこうち)[林業環境政策課]          &lt;回数&gt;計75回(R.4.10.16~10.22)          &lt;主な内容&gt;第5回森林環境学習フェアの開催</p> <p>■新聞広告(高知新聞(半5段 モノクロ))[林業環境政策課]          &lt;回数&gt;1回(R4.10.16)          &lt;主な内容&gt;第5回森林環境学習フェアの開催</p> <p>■新聞広告(高知新聞 こみゆつと)[環境計画推進課]          &lt;回数&gt;4回          &lt;主な内容&gt;学生空間onestepセミナー開催案内(高知県地球温暖化防止県民会議県民部会)</p> <p>■新聞広告(高知新聞)[環境対策課]          &lt;回数&gt;1回(R5.2.1)          &lt;主な内容&gt;県民一斉美化活動月間の取組告知、パートナー団体及び企業の募集広告</p> <p>■さんSUN高知「情報ひろば」6月号[環境計画推進課]          &lt;回数&gt;1回          &lt;主な内容&gt;高知県地球温暖化防止活動推進員の募集</p>	<p>■「第5回新刊環境学習フェア」ポスター、チラシ[林業環境政策課]          &lt;配布部数&gt;ポスター500枚、チラシ4.2万枚          &lt;主な内容&gt;第5回森林環境学習フェアの開催</p> <p>■「森林保全体験バスツアーin馬路村」チラシ[林業環境政策課]          &lt;配布部数&gt;チラシ20,870枚          &lt;主な内容&gt;森林保全体験バスツアーin馬路村の参加者募集</p> <p>■起こそう！脱温暖化維新！（大人版・子ども版）[環境計画推進課]          ■高知家ゼロカーボン・アクションBOOK(ライフスタイル編/事業者編)[環境計画推進課]          ■簡単暮らしの省エネチェック[環境計画推進課]          &lt;配布枚数&gt;約300部          &lt;主な内容&gt;イベント出展、セミナー開催時などに配布</p>	<p>■メールマガジン(えこらぼだより)[自然共生課]          &lt;登録者数&gt;1,046(R5.1.10)          &lt;主な内容&gt;イベント情報、助成金・補助金情報</p> <p>■牛乳パック広告(「れいほく高原牛乳」)[林業環境政策課]          &lt;本数&gt;約6万本(R4.10.1~)          &lt;主な内容&gt;第5回森林環境学習フェアの開催</p> <p>■SNS広告(facebook、Twitter、Instagram)[林業環境政策課]          &lt;回数&gt;広告表示回数計627,266回(R4.10.4~10.23)          &lt;主な内容&gt;第5回森林環境学習フェアの開催</p> <p>■RKCラジオ「エコエコアラカルト」[林業環境政策課]          &lt;回数&gt;1回(R4.10.17)          &lt;主な内容&gt;第5回森林環境学習フェアの開催</p> <p>■高知大学電子掲示板(KULAS)[環境計画推進課]          &lt;主な内容&gt;学生空間onestepセミナー開催案内(高知県地球温暖化防止県民会議県民部会)</p> <p>■テレビ高知「県民ニュース」[環境対策課]          &lt;回数&gt;1回(R5.1.18)</p> <p>■さんさんテレビ「知っとく高知県」[環境対策課]          &lt;回数&gt;1回(R5.1.19)          &lt;主な内容&gt;県民一斉美化活動月間のお知らせ</p>



## 高知県における促進区域設定に関する環境配慮基準の策定に係る 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の一部改定について

### 1 改定の趣旨

- 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第6項に基づき、策定する「高知県促進区域の設定に関する環境配慮基準」を「高知県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の別冊資料として定めることとした。
- これに伴い、現行の「高知県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」へ、別冊資料として、「高知県促進区域の設定に関する環境配慮基準」を定めることを追記する改正を行うもの。

### 2 改定内容

(1) 「高知県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」への追記。

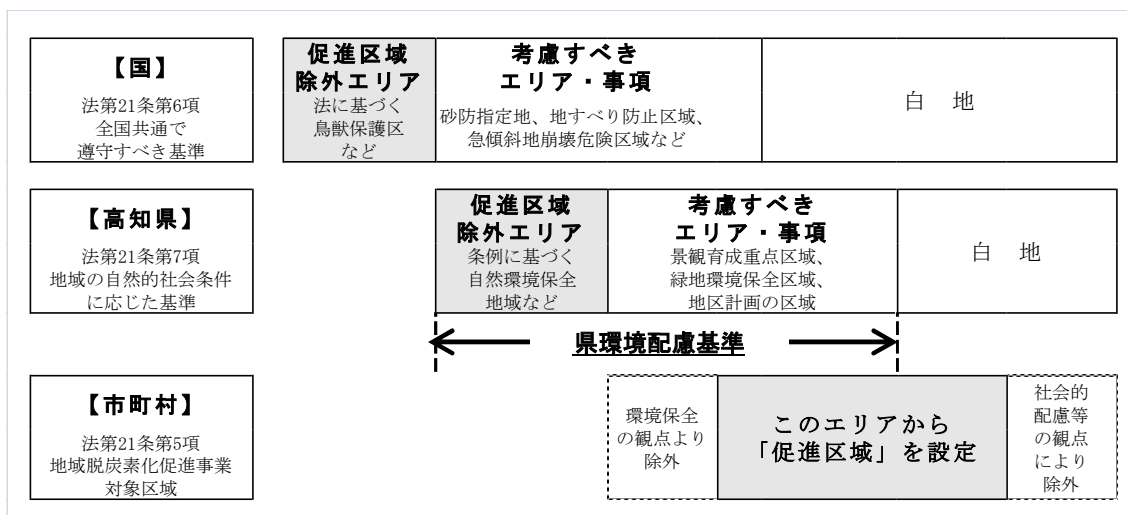
(P.2) 関係法令における位置づけ(別紙下線内容を追記)

(2) 「高知県促進区域の設定に関する環境配慮基準」を「高知県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の別冊資料として定める。

### 3 策定スケジュール

令和4年7月29日	高知県環境審議会に環境配慮基準（案）の考え方及び高知県脱炭素社会推進協議会(以下、「協議会」という。)にて審議を行う旨を説明
令和4年8月下旬	市町村へ同（案）を意見照会
令和4年9月12日	協議会にて同（案）について審議した →意見公募後の修正は、協議会会長に一任することとなった。
令和4年12月1日	意見公募開始（令和5年1月6日まで）
令和5年2月7日	意見公募への対応について、協議会会長と協議を行い決定
令和5年2月15日	県HPにて、意見公募への対応（県基準の策定、区域施策編の改定）を公表。
令和5年2月17日	環境審議会にて県基準の策定について報告。

### 【参考】促進区域（県基準を含む）制度のイメージ





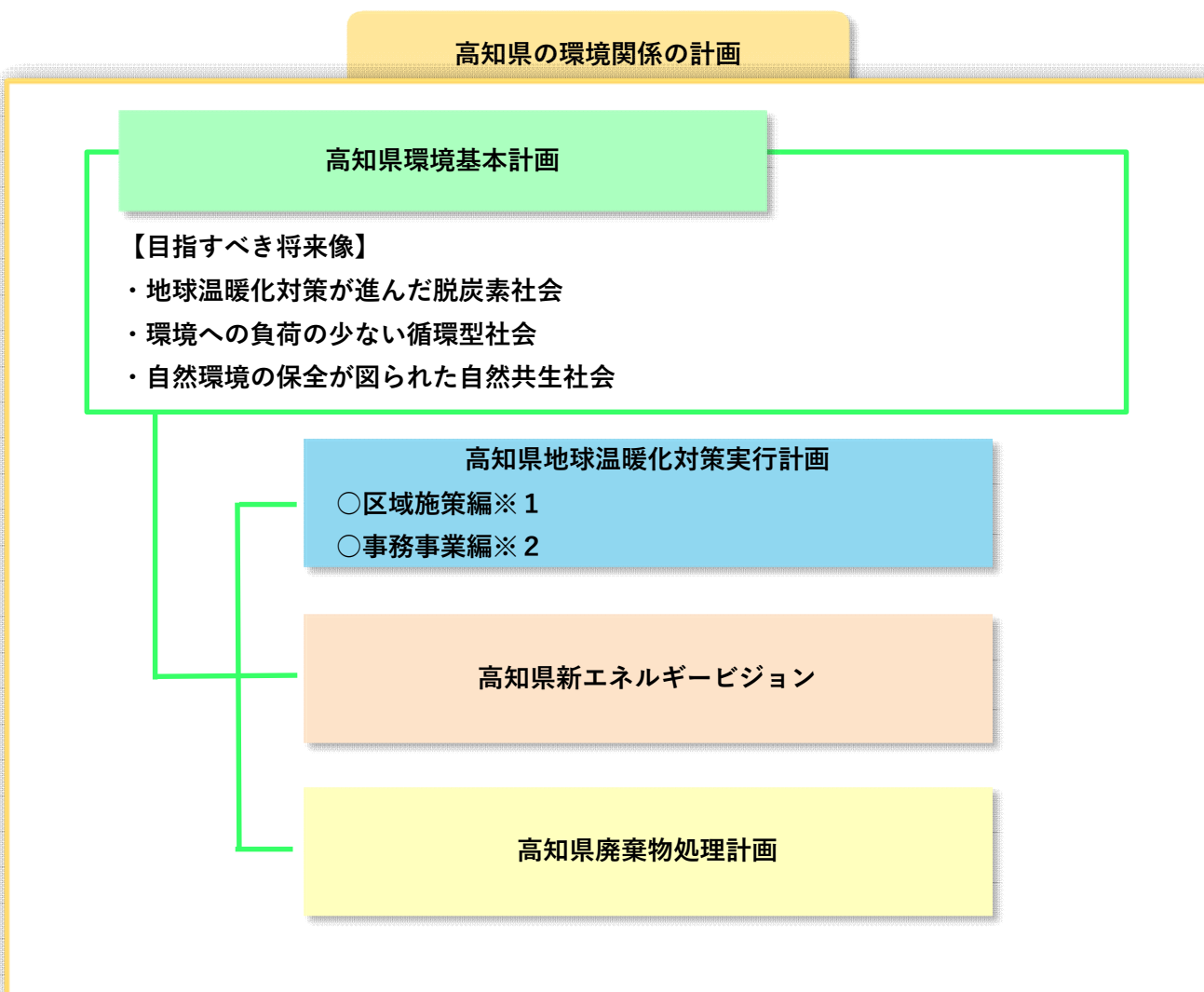
# 1 計画の位置づけ

## (1) 関係法令における位置づけ

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「高知県環境基本条例」に基づき策定するものです。なお、地球温暖化対策推進法第 21 条第 6 項及び第 7 項に規定する都道府県が定める基準は、別冊「高知県促進区域の設定に関する環境配慮基準」に定めます。

## (2) 高知県の他の環境計画との関係

この計画は、本県の環境の保全と創造に関する総合的な計画である「高知県環境基本計画」が目指す 3 つの社会のうち、“地球温暖化対策が進んだ脱炭素社会”を実現するための具体的な取組を総合的かつ計画的に実施するための計画です。



※1 「区域施策編～高知県全域における地球温暖化対策～」は、県全域から排出される温室効果ガスの削減に取り組む計画です。

※2 「事務事業編～高知県庁における地球温暖化対策～」は、高知県庁から排出される温室効果ガスの削減に取り組む計画です。



高知県  
促進区域の設定に関する  
環境配慮基準



令和5年2月  
高知県

－ 目 次 －

第1 県基準を策定する目的	1
第2 県基準	
(1) 対象となる地域脱炭素化促進施設の種類	1
(2) 対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態等	1
第2-1 基本的な考え方	1
第2-2 区域に関する基準	2
(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	2
(2) 配慮が必要な区域	4
第2-3 考慮すべき事項に関する基準	5
(1) 事業実施における共項考慮事項	5
(2) その他 考慮すべき事項	5
第3 基準の見直しについて	5
<b>【別表】 第2-3 考慮すべき事項に関する基準(2)その他考慮すべき事項</b>	<b>6</b>

## 第1 県基準を策定する目的

これまで、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）の規定により、都道府県、指定都市及び中核市については、当該区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等を推進するための計画（以下「地方公共団体実行計画（区域施策編）」という。）を策定するものとされていたところ、令和3年5月の同法の改正により、他の市町村について同計画の策定に努めることとされたほか、全ての市町村が地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）を設定することに努めることとされました。（令和4年4月1日施行）

これを受け、豊富な自然資源を有する本県にふさわしい、地域と調和した再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の利活用を促進するとともに、市町村が円滑に促進区域を設定することができるよう、法第21条第6項の規定により、促進区域の設定に関する県の基準（以下「県基準」という。）を定めます。

## 第2 県基準

県基準は以下の（第2-1）～（第2-3）のとおりとします。

なお、この県基準は、本県の状況に鑑み、次の再エネの種類及び施設の規模を対象とします。

### （1）対象となる地域脱炭素化促進施設の種類の種類

太陽光発電、水力発電、風力発電、バイオマス発電

### （2）対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態等

全ての規模の施設について対象とする。（ただし、太陽光発電設備については、建築物の屋根、壁面等に設置するものは除く）

## 第2-1 基本的な考え方

県基準の策定は、次の考え方によります。

- （1）高知県の全国有数の日照量、降水量等の地域特性を踏まえた安心・安全な再エネの推進
- （2）高知県を特徴づける多様な自然的社会的機能を持つ森林の役割を重視した再エネの推進
- （3）高知県を特徴づける四国山地から太平洋に至る独自で多様性のある生態系と調和した再エネの推進
- （4）高知県の自然豊かな景観・眺望と調和した再エネの推進

## 第2-2 区域に関する基準

### (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成11年総理府令第31号。以下「省令」という。）第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は次の表1に掲げる区域とします。市町村は、これらの区域を含む区域を促進区域に設定することはできません。

【表1】促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（1/2）

区分	関係法令等	名称等	対象再エネ
生活環境等	砂防法	砂防指定地	太陽光 水力 風力 バイオマス
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	太陽光 水力 風力 バイオマス
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	太陽光 水力 風力 バイオマス
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	太陽光 水力 風力 バイオマス
	山地災害危険地区調査要領	山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区）	太陽光 水力 風力 バイオマス
	河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地	太陽光 風力 バイオマス
	海岸法	海岸保全区域、一般公共海岸区域	太陽光 風力 バイオマス
	文化財保護法 高知県文化財保護条例	国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、国指定・県指定史跡 名勝、天然記念物指定地 伝統的建造物群保存地区	太陽光 水力 風力 バイオマス
	農地法、農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域 第1種農地 甲種農地	太陽光 水力 風力 バイオマス
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域	太陽光 バイオマス



【表1】促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（2/2）

区分	関係法令等	名称等	対象再エネ
生活環境等	景観法	景観計画区域のうち景観の保全・形成が特に重要な区域として市町村が指定する区域	太陽光 水力 風力 バイオマス
	高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例	重点地域	太陽光 水力 風力 バイオマス
	造林事業等の補助事業による造林、間伐等施行地の転用、伐採制限	補助事業により森林整備等を実施した区域	太陽光 水力 風力 バイオマス
自然環境等	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区	太陽光 水力 風力 バイオマス
	自然公園法、高知県立自然公園条例	・国立公園 ・国定公園 ・県立自然公園 ・国立公園、国定公園及び県立自然公園の特別地域内の特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域	太陽光 水力 風力 バイオマス
	自然環境保全法、高知県自然環境保全条例	自然環境保全法の自然環境保全地域（特別地区） 高知県自然環境保全条例の高知県自然環境保全地域（特別地区）	太陽光 水力 風力 バイオマス
	高知県希少野生動植物保護条例	野生動植物保護区 県指定希少野生動植物の生息又は生育が確認されている地域	太陽光 水力 風力 バイオマス
	高知県うみがめ保護条例	生育地等保護区	太陽光 水力 風力 バイオマス
	森林法	保安林 地域森林計画の対象民有林	太陽光 水力 風力 バイオマス
	土壌汚染対策法	要措置区域	太陽光 風力
	建築基準法	災害危険区域	太陽光 水力 風力 バイオマス
	電波法	伝搬障害防止区域	水力 風力 バイオマス
	道路法	道路区域（供用開始予定区間を含む。）	水力 バイオマス 太陽光 風力

(2) 配慮が必要な区域

市町村は、次の表2に掲げる区域を含む区域を促進区域に設定しようとする場合は、当該促進区域内での地域脱炭素化促進事業の実施が同表の各区域の指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを検討した上で設定するとともに、地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、当該区域の指定の目的達成に支障を及ぼさないための配慮が確保されるよう、法第21条第5項第5号イで定める「地域の環境の保全のための取組」として地方公共団体実行計画（区域施策編）へ位置付けることが必要です。

【表2】促進区域の設定、事業実施に当たり配慮が必要となる区域

分類	区域名	対象再エネ	区域を定める法令・条例等
土壌	・形質変更時届出区域	太陽光 水力 風力 バイオマス	土壌汚染対策法
景観	・景観計画区域 ・眺望点及び眺望点から望む景観資源	太陽光 水力 風力 バイオマス	景観法
都市計画	・用途地域 ・地区計画の区域 ・都市施設の区域 ・市街地開発事業の施行区域 ・土地区画整理事業施行地区	太陽光 水力 風力 バイオマス	都市計画法 〃 〃 〃 土地区画整理法
歴史・文化	・登録有形文化財、登録有形民俗文化財及び登録記念物であって、定着性を有するもの ・周知の埋蔵文化財包蔵地 ・重要文化的景観の選定範囲	太陽光 水力 風力 バイオマス	文化財保護法
都市等	・公園及びその周辺 ・学校及びその周辺 ・病院及びその周辺など	太陽光 水力 風力 バイオマス	(都市計画法) (環境影響評価法)
可燃性天然ガス	温泉源及びその周辺のうち可燃性天然ガスの連出が予見される区域	バイオマス	温泉法
振動	指定地域	太陽光 水力 風力 バイオマス	振動規制法
港湾	港湾区域 臨港地区 港湾隣接地域	太陽光 風力 バイオマス	港湾法
騒音	指定地域	太陽光 水力 風力 バイオマス	騒音規制法

## 第2-3 考慮すべき事項に関する基準

市町村は、次の事項について地方公共団体実行計画（区域施策編）において「地域の環境の保全のための取組」に位置付け、促進区域で行われる地域脱炭素化促進事業が、環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置が講じられるようにすることが必要です。

### (1) 事業実施における共通考慮事項

- ・ 斜度30度以上の斜面については、発電設備※を設置しないようにすること。
- ・ 騒音、反射光、景観への影響が懸念される場合には、住宅・道路敷地境界等から事業区域を概ね5 m以上離隔及び植栽等を施すこと。

※送配電設備（送電線、電柱等）は除く。

### (2) その他考慮すべき事項

その他、市町村は、【別表】「第2-3 考慮すべき事項に関する基準(2) その他考慮すべき事項」を参照し、同表の「収集すべき情報」について、その「収集の方法」により必要な情報を収集した上で促進区域を設定することが必要です。また、促進区域内で行われる事業について同表の「適正な配慮を確保するための考え方」に基づき必要な措置が講じられるよう、法第21条第5項第5号イで定める「地域の環境の保全のための取組」として地方公共団体実行計画（区域施策編）へ位置づけることが必要です。

## 第3 基準の見直しについて

高知県地球温暖化対策実行計画で掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに本県の自然的社会的状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の見直しを適宜行うものとします。

【別表】第2-3 考慮すべき事項に関する基準（2）その他考慮すべき事項

項目	種別	大区分	中区分	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方(促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
<b>(1)環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のために考慮すべき環境配慮事項（1/2）</b>						
太陽光	大気環境	騒音による影響	保全対象施設(学校、病院、福祉施設、住宅等)の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土地理院基盤地図情報</li> <li>住宅地図</li> <li>地方公共団体ホームページ等</li> </ul>	<p>パワーコンディショナの配置場所は、保全対象から十分な間隔を確保すること、又はパワーコンディショナに囲いを設ける等の防音対策を講じること。</p>	
	水環境	水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の改変の状況</li> </ul>		<p>地表面の保護(保護植栽・シート等)や調整池の設置など、適切な濁水発生防止策を講じること。</p>	
	その他環境	重要な地形及び地質への影響★1	<ul style="list-style-type: none"> <li>注目すべき地形</li> <li>地質の存在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地分類基本調査(国土交通省)</li> <li>日本の地形レッドデータブック(日本の地形レッドデータブック作成委員会)</li> <li>日本の典型地形(国土地理院)</li> <li>自然環境保全基礎調査(環境省)</li> <li>文化財指定状況(文化庁、地方公共団体)</li> <li>海図、沿岸の海の基本図</li> </ul>	<p>重要な地形及び地質の直接改変の有無を確認するとともに、改変の回避または改変面積の最小化について検討すること</p>	
	土地の安定性への影響	<p>構造物の設置等による土地の安定性の変化の程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>「土地分類基本調査」(国土交通省)</li> <li>「日本の典型地形都道府県別一覧」(国土地理院)</li> <li>国土地理院地形図</li> <li>航空写真、土地利用図、現存植生図</li> <li>都道府県土木事務所等管内図</li> </ul>	<p>林地及び傾斜地の改変面積の縮小化など、土地の安定性に係る重大な環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討する。</p>		
	反射光による影響	保全対象施設(学校、病院、福祉施設、住宅等)の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土地理院基盤地図情報</li> <li>住宅地図</li> <li>地方公共団体ホームページ等</li> </ul>	<p>保全対象施設に反射光が差し込まないような措置を講じること(アレイの配置若しくは向き調整、反射を抑えたパネルの採用、周囲への植栽等)</p>		
風力	大気環境	騒音による影響	保全対象施設(学校、病院、福祉施設、住宅等)の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土地理院基盤地図情報</li> <li>住宅地図</li> <li>地方公共団体ホームページ等</li> </ul>	<p>保全対象施設と適切な距離を確保するとともに、必要に応じて「風車配置の変更等」を検討すること。</p>	
	水環境	水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の改変の状況</li> </ul>		<p>排水の適正な処理や水の濁りの拡散防止対策等の措置を講じること。</p>	
	その他環境	重要な地形及び地質への影響★1	<ul style="list-style-type: none"> <li>注目すべき地形</li> <li>地質の存在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地分類基本調査(国土交通省)</li> <li>日本の地形レッドデータブック(日本の地形レッドデータブック作成委員会)</li> <li>日本の典型地形(国土地理院)</li> <li>自然環境保全基礎調査(環境省)</li> <li>文化財指定状況(文化庁、地方公共団体)</li> <li>海図、沿岸の海の基本図</li> </ul>	<p>重要な地形及び地質の直接改変の有無を確認するとともに、改変の回避または改変面積の最小化について検討すること</p>	
	土地の安定性への影響	<p>構造物の設置等による土地の安定性の変化の程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>「土地分類基本調査」(国土交通省)</li> <li>「日本の典型地形都道府県別一覧」(国土地理院)</li> <li>国土地理院地形図</li> <li>航空写真、土地利用図、現存植生図</li> <li>都道府県土木事務所等管内図</li> </ul>	<p>林地及び傾斜地の改変面積の縮小化など、土地の安定性に係る重大な環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討する。</p>		
	風車の影による影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全対象施設(学校、病院、福祉施設、住宅等)の分布状況</li> <li>土地利用の状況</li> <li>地形の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土地理院基盤地図情報</li> <li>住宅地図</li> <li>地方公共団体ホームページ等</li> </ul>	<p>風車の影により影響を受ける範囲を予測し、必要に応じて風車配置の変更等を検討すること。</p>		

【別表】第2-3 考慮すべき事項に関する基準（2） その他考慮すべき事項

項目	種別	大区分	中区分	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方(促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)		
(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のために考慮すべき環境配慮事項（2/2）								
水力	水環境	水の汚れによる影響		・生活環境の保全に関する環境基準(高知県)	高知県ホームページ(衛生環境研究所)	<p>・貯水池における水の汚れ、水の濁り及び溶存酸素量に係る環境影響が当該水域における環境基本法第16条第1項の規定による水質に係る環境上の条件についての基準(基準が設定されていない場合は、水域状況を踏まえ基準の類型あてはめによる。)の確保に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>・貯水池における富栄養化、水温に係る環境影響が当該水域の水質の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>・河水の取水による当該河川の水の汚れに係る環境影響が当該水域における環境基本法第16条第1項の規定による水質に係る環境上の条件についての基準(基準が設定されていない場合は、水域状況を踏まえ基準の類型あてはめによる。)の確保に支障を及ぼすものでないこと。</p>		
		富栄養化による影響		・公共用水域の水質測定結果(高知県)				
		水の濁りによる影響		・河川の利用状況(飲料水、農業用水等)				
		溶存酸素量による影響						
		水温による影響						
バイオマス	大気環境	大気質への影響		・大気汚染物質の濃度の状況(窒素酸化物、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質) ・気象の状況(発電所周辺の地域の風向、風速)	<p>・大気環境調査報告書(高知県)</p> <p>・気象統計情報(気象庁)</p>	<p>「施設の稼働」に伴い発生する排ガスに当たっては、排煙処理装置の設置を適切に行うこと。</p>		
		騒音による影響		保全対象施設(学校、病院、福祉施設、住宅等)の分布状況			<p>・国土地理院基盤地図情報</p> <p>・住宅地図</p> <p>・地方公共団体ホームページ等</p>	<p>「施設の稼働」に伴い発生する騒音にあたっては、機械の建屋内への収納、防音カバー、防音壁の設置、強固な基礎の設置等により、環境への影響を回避・低減すること。</p>
		悪臭による影響		<p>・保全対象施設(学校、病院、福祉施設、住宅等)の分布状況</p> <p>・気象の状況(発電所周辺の地域の風向、風速)</p>			<p>・国土地理院基盤地図情報</p> <p>・住宅地図</p> <p>・地方公共団体ホームページ等</p>	
	水環境	水の濁りによる影響	・利水の状況	<p>・水環境総合情報サイト(環境省)</p> <p>・各市町村水道関係資料</p>	<p>「施設の稼働」に伴い発生する排水の適正な処理や水の濁りの拡散防止対策等の措置を講じること。</p>			

【別表】第2-3 考慮すべき事項に関する基準（2）その他考慮すべき事項

項目	種別	大区分	中区分	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方(促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
<b>(2) 生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全のために考慮すべき環境配慮事項</b>						
共通 太陽光 風力 水力 バイオマス	動物	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響★2	重要な種及び注目すべき生息地の分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」における生息地等保護区(環境省)</li> <li>・「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」の指定湿地(外務省)</li> <li>・「自然環境保全基礎調査」(環境省)</li> <li>・「環境省レッドリスト2018」</li> <li>・「高知県レッドデータブック2018動物編」</li> <li>・自然公園における動植物等調査報告書(環境省、地方公共団体)</li> <li>・「河川水辺の国勢調査」(国土交通省)</li> <li>・「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」(水産庁)</li> <li>・文化財指定状況(文化庁、地方公共団体)</li> <li>・EADAS(環境省)</li> <li>・専門家等からの知見の聴取</li> </ul>	事業区域において、希少野生動物種の繁殖や重要生息地が存在する場合は、原則として事業区域に含めないこと。	
				(海域に生息する動物)		重要な種及び注目すべき生息地、干潟、藻場、サンゴ礁の分布 (上記のほか) ・「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」(水産庁) ・港湾計画資料
	植物	植物の重要な種及び重要な群落への影響	重要な種及び重要な群落の分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」における生息地等保護区(環境省、地方公共団体)</li> <li>・「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」の指定湿地(外務省)</li> <li>・「自然環境保全基礎調査」(環境省)</li> <li>・「レッドリスト」、「レッドデータブック」(環境省、地方公共団体)</li> <li>・「自然公園における動植物等調査報告書」(環境省、地方公共団体)</li> <li>・「河川水辺の国勢調査」(国土交通省)</li> <li>・「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」(水産庁)</li> <li>・文化財指定状況(文化庁、地方公共団体)</li> <li>・EADAS(環境省)</li> </ul>	事業区域において、希少植物種の繁殖や重要生息地が存在する場合は、原則として事業区域に含めないこと。	
				(海域に生育する植物)		干潟、藻場、サンゴ礁の分布 (上記のほか) ・港湾計画資料
	生態系	地域を特徴づける生態系への影響	自然林、湿原等、人為的な変化をほとんど受けていない自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「日本の重要湿地500」(環境省)</li> <li>・「自然環境保全基礎調査」(環境省)</li> <li>・「モニタリングサイト1000」(環境省)</li> <li>・「保護林」(林野庁)</li> </ul>	人為的な変化をほとんど受けていない自然林等については、原則として事業区域に含めないこととする。	
			里地里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等)並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少又は劣化した自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「里なび」(環境省)</li> </ul>	当該の自然環境が事業区域に含まれる場合は、事業区域の変更や変更区域の縮小などを検討し、可能な限り環境への影響の回避・低減を図ること。	
			水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂崩壊防止機能を有する緑地等のうち、地域において重要な機能を有する自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「土地利用基本計画図」等の保安林、保護林の位置図(林野庁、地方公共団体)</li> <li>・「土地保全図」(国土交通省)</li> </ul>		
			都市に残存する樹林地及び緑地(斜面林、社寺林、屋敷林等)並びに水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財指定状況(文化庁、地方公共団体)</li> </ul>		

【別表】第2-3 考慮すべき事項に関する基準（2）その他考慮すべき事項

項目	種別	大区分	中区分	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方(促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
<b>(3)人と自然との豊かな触れ合いの場の確保のために考慮すべき環境配慮事項</b>						
共通	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な眺望点及び景観資源の分布、眺望景観</li> <li>重要文化的景観の選定範囲</li> <li>登録有形文化財、登録有形民俗文化財及び登録記念物の分布状況</li> <li>景観計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3回自然環境保全基礎調査自然景観資源調査報告書(環境庁)</li> <li>景観法指定状況(国土交通省、地方公共団体)</li> <li>文化財指定状況(文化庁、地方公共団体)</li> <li>観光パンフレット</li> <li>観光及び景観に関する地方公共団体HP等</li> <li>重要文化的景観保存活用計画</li> <li>所在・選定市町村担当課に聴取(高知県歴史文化財課に聴取)</li> <li>景観計画策定者(市町村)に聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>眺望点及び景観資源の直接改変の有無と、構造物等の存在による眺望景観の遮蔽、障害の有無を確認するとともに、可能な範囲で回避・低減を図ること。</li> <li>重要文化的景観選定を受けた市町村が策定する保存活用計画にそって景観への影響がないよう配慮すること。</li> <li>事業区域に景観計画区域が含まれる場合は、市町村が定めた景観計画に適合したものとすること。</li> <li>登録文化財の景観への影響がないよう配慮すること。</li> </ul>
	触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャンプ場、海水浴場、公園、登山道、遊歩道、自転車道等の分布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土数値情報観光資源データ(国土交通省)</li> <li>観光パンフレット</li> <li>観光及び景観に関する地方公共団体HP等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>触れ合いの活動の場の直接改変を避ける、又は改変面積の最小化の検討を行うこと。</li> </ul>
<b>(4)その他環境の保全への適正な配慮が確保されるために考慮すべき環境配慮事項</b>						
共通	埋蔵文化財		遺構への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>周知の埋蔵文化財包蔵地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県文化財地図情報システム</li> <li>高知県歴史文化財課に聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試掘確認調査等により遺構が確認された場合は、遺構への影響を極力回避すること。</li> </ul>
	温泉等		可燃性ガスによる影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>温泉源の所在地、可燃性天然ガスの濃度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県薬務衛生課に問い合わせ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(バイオマス発電事業である場合) 温泉源が周辺にある場合には、可燃性天然ガスによる火災防止等に留意すること</li> </ul>
	港湾		臨港地区の分区における構築物規制に対する影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県港湾・海岸課ホームページの閲覧</li> <li>高知県港湾・海岸課への聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(風力、バイオマス発電事業である場合) 臨港地区内の分区における、建築可能な構築物に合致しているか確認すること。</li> </ul>
	港湾		港湾区域、港湾隣接地域における工事等の影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾法</li> <li>高知県港湾区域内等における行為の規制に関する条例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各高知県土木事務所への聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(太陽光、風力、バイオマス発電事業である場合) 港湾法及び条例に基づく工事等の許可を港湾管理者より受けること。</li> </ul>
	都市		地域等の特性にふさわしい土地利用への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途地域</li> <li>地区計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町が定めた用途地域</li> <li>市町が定めた地区計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業区域に用途地域が含まれる場合は、用途地域毎の用途規制内容に適合すること。</li> <li>事業区域に地区計画の区域が含まれる場合は、地区計画に定めている建築物の用途制限等に適合すること。</li> </ul>
	都市		都市計画事業への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域</li> <li>土地区画整理事業施行地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法第53条又は第65条の許可権者(県又は市)への聴取</li> <li>土地区画整理事業第76条の許可権者(国、県又は市)への聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業区域に都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域が含まれる場合は、都市計画法第53条又は第65条の許可が必要である。</li> <li>事業区域に土地区画整理事業の施行区域が含まれる場合は、土地区画整理事業第76条の許可が必要である。</li> </ul>

★1 学術上又は希少性の観点から重要であるもの

★2 学術上又は希少性の観点から重要であるもの、地域の象徴であるものその他

EADAS=環境アセスメントデータベース(環境省)

4 高鳥獣第 775 号

高知県環境審議会 様

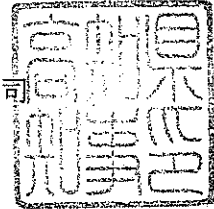
「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号)」第 4 条第 4 項の規定により、下記の鳥獣保護区特別保護地区の指定について諮問します。

記

むろとみさき くいしやま あしずりやま うすばえ おおどう びろうとう  
室戸岬、工石山、足摺山、白簷、大堂及び蒲葵島特別保護地区

令和 5 年 2 月 17 日

高知県知事 濱田 省司





## 環境審議会諮問事項「鳥獣保護区特別保護地区の指定について」

### 1 趣旨説明

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下、「鳥獣保護管理法」という。）に基づき、都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、「鳥獣保護区」を指定することができることと定められており、現在、県内に55ヶ所の「鳥獣保護区」を指定しています。

また、「鳥獣保護区」の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を「特別保護地区」として指定することができ、県内に10ヶ所の「特別保護地区」を指定しています。

これらの「特別保護地区」で、建築物等の新築や水面の埋立て・干拓、立木竹の伐採など、鳥獣の保護繁殖に影響を及ぼす恐れのある行為を行う場合は、都道府県知事の許可が必要となります。

「特別保護地区」の存続期間は、当該「鳥獣保護区」の存続期間（10年間）に合わせており、来年、更新予定の「鳥獣保護区」に係る6ヶ所の「特別保護地区」の存続期間は、令和6年11月14日をもって満了します。

しかしながら、これらの特別保護地区は、各種野生鳥獣の保護繁殖上とりわけ重要な区域であり、今後も引き続き植生群落の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意すべき重要な区域です。

このため、関係者の意見も踏まえて、「指定」（指定期間：令和6年11月15日から令和16年11月14日まで）を行おうとするものです。

### 2 再指定予定の「鳥獣保護区特別保護地区」の概要

名称	区分	所在地	面積(ha)	指定始期
<small>ひろとみさき</small> 室戸岬特別保護地区	身近な鳥獣生息地	室戸市	26	S53. 11. 15～
<small>くいしやま</small> 工石山特別保護地区	〃	高知市	74	S43. 11. 1～
<small>あしずりやま</small> 足摺山特別保護地区	森林鳥獣生息地	土佐清水市	33	S34. 11. 1～
<small>うすばえ</small> 臼箸特別保護地区	〃	〃	95	S34. 11. 1～
<small>おおどう</small> 大堂特別保護地区	〃	大月町	122	S41. 3. 31～
<small>びろうとう</small> 蒲葵島特別保護地区	集団繁殖地	〃	14	S59. 11. 1～

### 3 スケジュール

- 令和5年2月17日 環境審議会に諮問
- 令和5年5月～ 鳥獣の生息調査
- 令和6年1月 環境審議会自然環境部会で審議
- 令和6年2月 環境審議会で答申
- 令和6年8月 高知県公報で告示

### 4 法的根拠

- 鳥獣保護管理法第29条第1項 特別保護地区の指定
- 〃 同条第2項 鳥獣保護区の存続期間の範囲内で定める特別保護地区の存続期間
- 〃 同条第4項 法第4条第4項の規定を準用（審議会の意見聴取義務）